

令和7年度  
事業計画及び予算書

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団



多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、地域の社会福祉の中核的な事業者として、専門性や独自性がさらに発揮できるように引き続き取り組んでいきます。

堺市立こどもリハビリテーションセンターについて、令和 6 年度からの第 5 期指定管理者の 2 年目となります。身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援の質の向上とインクルージョンの取組を推進していきます。また、センターにおける療育及び相談支援の実践を引き続き積み重ねることにより堺市における障害児支援の中核拠点としての発展に努めるとともに、指定管理料を含めた財政面での堺市の方針を確認しながら、持続可能な療育システム、組織体制及び収支計画等について引き続き堺市と協議していきます。

また、堺市立健康福祉プラザについては、当事業団を代表構成員とし特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会、及び公益財団法人 フィットネス 21 事業団との 3 者による共同事業体として、第 3 期指定管理者の 4 年目を迎える、日々の業務の中で実績を積み重ねていきます。

いずれの施設でも、より多くの方々から愛される施設となるよう、職員が一丸となって一層の努力をしていきます。

次に、経営・会計という観点からは、各事業における ICT の活用、各種マニュアルの見直し等、今後も堺市所管課等と協議・連携し、引き続き経営管理体制及び財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に努めています。

最後に、事業団として良質な支援サービスを常時確保できる体制の確保の観点から、専門職員の確保及び適正な人事管理を図り、職員の意識改革及び能力開発を促進します。また人事評価制度については、対象を常勤職員だけでなく、令和 6 年度から非常勤職員にも拡充し、引き続き効果的な人材育成の推進に取り組んでまいります。

令和 6 年度までの成果を踏まえ、令和 7 年度以降も利用者の皆様の人権、人格を尊重し、利用者の声に耳を傾けたサービスの提供を心がけ、またこれまで蓄積した専門的技術やノウハウといった経営資源を活用して、社会情勢や多様化する利用者ニーズに対応した事業を実施するとともに職員ひとりひとりが常に改革マインドを持って更なる事業の充実を図り、堺市における障害児者支援の中核的な役割を担うべく鋭意努めてまいります。

# 堺市立北こどもリハビリテーションセンター指定管理者業務にかかる事業計画

## I. 管理運営方針

堺市立北こどもリハビリテーションセンター（以下「センター」）は、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう、家族も含め総合的に支援を行います。また、地域のこども園や幼稚園、小学校等に通う支援の必要な子どもと保護者に対しても専門的なアドバイスを行い、関係機関とも連携し発達支援や家族支援を行います。

堺市全体の障害児支援の一層の充実を図るために、これまで蓄積してきた専門的技術、知識、経験、情報といったノウハウを活用し、障害のある子どもの地域での生活を支える支援拠点として、市内の関係機関の支援に取り組みます。また、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供できるよう、令和7年度も引き続き感染症拡大防止策の取り組みを含めた、安心、安全な療育を行うとともに、令和6年4月の児童福祉法改正の主旨を踏まえ、センターが地域における中核機能を果たしていくよう、療育の質の維持、向上に努めてまいります。

そのために、これまでの実績や課題をふまえ、令和7年度は以下を重点項目として、施設管理・事業運営を行います。

### 1. 質の高い療育の維持

障害のある子どもに対して、「子どもらしい生活」と「専門的な療育支援」を一体的に提供できることが事業団の療育の強みです。今後も質の高い療育を継続的かつ安定的に提供していきます。また、療育の質の維持、向上のために人材の確保と育成に注力します。

### 2. 地域支援の強化

並行通園、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業、障害児等療育支援事業等を実施します。引き続き並行通園を実施し、利用者のニーズに応えます。また、在籍園への訪問などを通して地域の関係機関の支援力の向上に寄与します。保育所等訪問支援等をとおして学校との連携を更に進め、引き続き利用者のニーズに合わせて保育士やセラピストなど専門職を訪問支援員として派遣することで、地域の支援体制を構築していきます。

障害児相談支援については、相談支援員が順次、強度行動障害や医療的ケアに関する専門研修を受講し、より丁寧で専門的な相談支援を行います。

土曜日に実施している自主事業について、運動発達に遅れのある児や医療的ケア児等を対象に、保護者にとって利用・相談しやすい場となるよう工夫し実施していきます。

引き続きつぼみ園と合同で、堺市内にある児童発達支援事業所等に対し、児童発達支援センターが中心となって「児童発達支援に係る交流会」「保育所等訪問支援事業所交流会」等を開催します。関係機関との連携をさらに強化し、地域の障害児支援拠点としての役割を果たします。

### 3. 情報の発信と公開

事業団だよりの発行やホームページ等を使って情報の発信と公開を行います。特にホームページは、利用者や市民にとって分かりやすいものとなるよう内容の充実に取り組みます。関係機関向けにセンター見学会を実施する等、児童発達支援センターについて市民への周知を更に図ります。

#### 4. 危機管理

種々の災害に対しては、危機管理対応マニュアルの点検・整備を行い、隨時訓練を実施し不測の事態に備えます。

また大規模災害等に対する事業継続計画を整備し、必要な研修及び訓練を定期的に実施するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行います。

#### 5. 安心、安全な療育の提供

引き続き各種感染症の感染防止の取組みを講じていきます。また、施設の不備が生じた際には、速やかに改善を図るとともに、施設の老朽化に伴う修繕箇所について、市とも協議を行いながら、施設の維持管理に努めてまいります。

#### 6. 各種委員会等の設置

##### (1) 虐待防止委員会

虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証及び再発防止策の検討等、虐待防止のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置するとともに、虐待の防止等のための責任者を配置します。

また委員会での検討結果を職員に周知徹底するとともに、職員への研修を実施します。

##### (2) 感染症対策委員会

センターにおける感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会として、感染症対策委員会を設置します。

## II. 職員配置計画

### 1. 職員配置についての基本的な考え方

センターは、通所による児童発達支援を基盤に、地域の障害児と家族への支援、障害児が通う学校・子ども園・幼稚園等への助言・援助など地域支援の役割も担っています。

センターにおける人員配置基準を基本に、様々な専門職員を配置します。

事務員、児童発達管理責任者、保育士、児童指導員（社会福祉士・精神保健福祉士含む）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、管理栄養士、調理師・員、医師、相談支援専門員、心理相談員（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士等）、等

また、多様な勤務条件や雇用形態を工夫し、社会的ニーズへの対応や必要な人材確保に努めます。

### 2. 職員の配置計画

関係法令等を遵守し、管理者としての園長のほか、必要な資格、知識及び技能を有する職員を適正に配置します。

職員の配置、勤務形態及び雇用形態については、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、センター等におけるサービスの確保に支障がないように行います。

職員に対して、センター等の管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修を行います。

### III. 職員研修及び人材育成計画

障害児支援に携わる職員として必要な専門知識や技術だけでなく、人権研修や権利擁護等の法令遵守も含めた研修を計画的に実施します。効果的なOJTを実施し、個々人の「問題解決能力」「業務遂行能力」「職員として求められる専門的知識・技術」等の向上を図ります。また、人事評価制度の効果的な活用により、職員の意欲喚起と能力向上を促します。

#### 1. 人事評価

人事評価を実施します。職員が自らを見つめ直し、知識や専門性の向上、スキルアップを目指す機会とともに、上司とのコミュニケーションを深め、強みを伸ばし、弱みを補強しながら個々の持つ能力や意欲を引き出します。

#### 2. 研修計画

医療や保育、リハビリテーションなど部門別の各種研修会や学会に職員を派遣し、その受講報告書をもとに全職員への伝達を行います。

テーマに沿った外部講師を招聘するとともに、多職種集団であることを活かし、職員自らが講師となって職場内研修を行います。

事業団内ケース検討会にはスーパーバイザーとして大学教員等を招聘します。

##### (1) 基礎研修

研修名	対象職員	研修内容
新任研修	新規採用職員	事業団の概要や業務について
職階別研修	全職員	職場内コミュニケーション、効率的業務運営等、職務上の知識向上
主任者研修	主任級以上職員	部下の指導育成、職務上の知識向上
管理者研修	役職者	人事・労務・財務・設備管理等、管理者としての知識向上
人権擁護虐待防止研修 (ハラスメント研修)	全職員	人権意識を高め、虐待を未然に防ぎ支援の質の向上

##### (2) 専門職研修

研修名	対象職員	研修内容
職員全体研修	全職員	障害児支援に係る専門的知識、技術を有する外部講師による研修
事例検討会	全職員	事例を通した支援の検討、外部講師によるスーパーバイズ
職種別園内研修	全職員	各職種が研修講師を務め専門知識の習得、並びに組織連携の向上
職種別派遣研修	全職員	同種施設、関係機関等が開催する外部の研修に計画的、積極的に参加

#### IV. 業務の実施内容、スケジュール

業務の実施にあたっては、仕様書に基づいて以下の通り実施します。

##### 1. 児童発達支援センター もず園（児童発達支援事業）

###### （1）定 員

堺市立もず園 120名

###### （2）療育について

身体障害、知的・発達障害等のある子どもも、医療的ケアを要する子どもに対し、障害種別に関わらず専門性を活かした支援を行います。併設の診療所機能を活かし、医師と各種専門スタッフが相互に連携を図り、子どもの発達状態を的確に評価し療育を実施します。療育にあたっては、子どもへの直接支援とともに、家族への支援も重視していきます。

<年間行事予定>

4月 4日	入園のつどい	10月	運動会
4月	家庭訪問	12月	土曜参観
6月	日曜参観	12月	おたのしみ会
7月	5歳児わくわく保育	12月 29日	冬季家庭療育期間
8月 12日	夏季家庭療育期間	～1月 2日	
～15日		3月 23日	卒園・修了式
		3月 26日～	春季家庭療育期間

###### （3）療育内容等について

###### 児童発達支援センター もず園

①知的面及び運動面で発達に遅れのある児を対象とした毎日登園クラスを7クラスと週1日登園クラスを6クラス運営します。

②並行通園は週1日利用クラスと月2日利用クラス（2クール制）を運営します。

	毎日クラス	その他のクラス		並行クラス		
対象児	2～5歳児	2～5歳児 知的・ 発達障害児	0～5歳児 歩行が困難な 肢体不自由児等	知的障害児 3～5歳児	発達障害児 4～5歳児	
		こども園・幼稚園等の 在籍児も対象		こども園・幼稚園等に在籍している児のみ		
契約児数	84名	50名	20名	12名	30名	60名
登園形態	単独通園 (親子通園も有) 7クラス	親子通園 5クラス	親子通園 1クラス	親子通園 2クラス	親子通園 5クラス	親子通園 10クラス
登園日数	週5日	週1日	週1日	週1日(午前)	週1日(午後)	月2日程度

日課	10:00 順次登園 園庭あそび等 あつまり 設定保育 給食(食事指導) 自由あそび 水分補給 14:45 降園 14:00 降園(木)	9:30 登園 水分補給 設定保育 11:30 降園	9:10 登園 水分補給 設定保育 10:50 降園	9:30 登園 水分補給 設定保育 11:15 降園	15:00 登園 おやつ 設定保育 16:45 降園	15:00 登園 おやつ 設定保育 17:00 降園

③個々の子どもの発達状況に応じて、適時クラス変更等の対応を検討します。

④個々の子どもの状態を的確に把握し、発達課題を明らかにします。運動・言語・感覚・認知能力の向上、情緒の安定、社会性の育成を目指して、全身活動や感覚遊び等の保育に取り組みます。保育においては、子ども集団での取り組みとともに、個別へのアプローチを組み合わせて実施します。

⑤個々の子どもや保護者の状況に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当者等が連携を密にし、共通認識のもと支援にあたります。

⑥並行通園クラスの子どもに対しては、療育を通して子どもが在籍園等でより過ごしやすくなるよう支援していきます。併せて、在籍園との連携を図るとともに支援力向上やインクルージョン推進を意識し、個々の状況に応じて保育所等訪問支援への移行等についても検討します。

⑦子どもと保護者のニーズ、子どもの状況等を踏まえた児童発達支援計画を作成し、保護者と確認の上でこれに基づいた支援を行います。定期的なモニタリングを実施し必要に応じて見直すことにより、適切かつ効果的に発達を支援します。

⑧切れ目のない支援を意識し、認定こども園、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等の関係機関との引継ぎや連携等を行います。

⑨園庭開放を実施し、発達支援の入口として必要な相談等に応じます。

#### 家族支援について

家族の不安や悩みを積極的に受け止め、自信を持って子育てができるよう支援します。

- ・家族支援プログラムを計画的に実施します。
- ・クラス懇談会と個人懇談会を開催します(年2~3回)
- ・家庭訪問を年度始めに、必要に応じて行います。

## 家族支援プログラム（予定）

・試食会・栄養学習会	・先輩保護者の話
・ことばの発達について	・感覚の感じ方—違いの理解と支援—
・歯科教室	・外部講師を招いて（日曜参観保護者教室）
・夏の感染症について	・サポートブック・あい・ふあいるについて
・自閉スペクトラム症学習会	・卒退園後の支援について
・5歳児向け「就学について」	・冬の感染症について
・「就園について」	※その他、進路の考え方、余暇の過ごし方や子育てなど、クラス単位で保護者同士の情報交換、交流の場を設定しています。
・福祉制度について	

### リハビリテーションについて

- ①理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語聴覚療法（ST）の各個別リハビリを、必要な子どもに対して医師の処方のもとに行います。各リハビリにおいては、子どもへのアプローチと併せて保護者支援を行います。子どもの在籍園等のニーズがあれば、保護者の同意のもとでリハビリ場面を共有し相談・助言を行います。
- ②補装具の作成や、日常生活用具等の給付に関して相談に応じます。園で使用する器具で製作可能なものは園で製作します。

### 給食について

- ①子どもたちが様々な経験を通じて、食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいきます。
- ②口腔機能の発達等に配慮した適切な食事形態を提供します。摂食機能に障害がある子どもには特別食を用意し、多様な栄養摂取に対応した食事を提供します。
- ③「経管栄養」への対策やアレルギー対応、「肥満」「貧血」「偏食」の改善等、栄養管理や食習慣（宗教的な食事習慣を含む）に配慮を要する保護者に対し、食事作りや栄養指導を行います。
- ④つぼみ園とも共通の献立リストから、季節や子どもたちの食事状況に応じて献立を選択し給食を提供しています。多職種連携や自園調理の良さを加味し、より質の高い給食を提供できるようにしています。
- ⑤安全に給食等を提供するため、調理の際や厨房等の衛生管理を適切に行います。

### 送迎について

- ①子どもの送迎はマイクロバスなどで市内を巡回して行います。
- ②運転手の他に職員が1名以上添乗し、送迎時のバスへの昇降やバス内での安全確保を行います。
- ③基準に基づき、子どもの置き去り防止のための安全装置を設置しています。
- ④運転業務に係る関係法令を遵守し、安全で快適な運行に努め、緊急時についても適切に対応します。

## 2. もず診療所

北こどもリハビリテーションセンターに通う児童に対し、診察を行い障害の診断や療育方針を示し、専門職員による支援を行います。また、市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に診察やリハビリテーションを実施します。

診療科目：小児科、整形外科、リハビリテーション科

### 3. 地域支援に関する業務について

#### (1) 相談支援室 もず（障害児相談支援事業・特定相談支援事業）

障害児相談支援・計画相談支援では、通所支援の利用や障害福祉サービスの利用にあたって、障害児に関する専門的な知識とノウハウを持った相談支援専門員がアセスメントを行い、適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画案・サービス等利用計画案を作成します。支給決定後は利用計画の作成、事業所等との調整、サービスの利用状況を検証し（モニタリング）、計画の見直しを行います。

基本相談支援では、障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

また、事業団の専門性を活かし、困難ケースへの対応や関係機関・他事業所との連携の強化、自立支援協議会への参加等を通して堺市の障害児相談支援の充実に役割を果たします。

#### (2) 保育所等訪問支援事業

児童発達支援センターがもつ専門性を生かし、こども園、幼稚園、学校等の所属先と連携・協力して子どもたちが地域で生き生きと生活できるよう支援していきます。具体的には、訪問支援員が、こども園、幼稚園、学校等を訪問し、対象児に対して集団生活への適応のための直接支援や、訪問先施設のスタッフに対して、支援方法等の助言・指導を行います。

#### (3) 障害児等療育支援事業（あい・すていしょん）

「堺市障害児等療育支援事業実施要綱」に基づき、運営を行います。

虐待等のケースについては、関係機関との調整を行いながら対応していきます。

##### ①業務内容

###### ア. 外来療育等指導事業

###### 1) 個別の相談・指導

児童発達支援センター在籍児以外の障害児及び保護者に対し、相談支援（必要に応じて発達検査・知能検査等の心理諸検査を実施）を行います。一定期間の継続的な支援が必要な児童については、定期的な来所による支援を行います。

###### 2) グループによる相談・指導（にこにこ広場）

発達上、何らかのつまずきや課題がある児童とその保護者に対して「親子で遊ぶ」ことを中心にしながら支援していくにこにこ広場（1～3歳児）を開催します。また個別相談を行い子育ての助言や療育の情報提供を行っていきます。

定員等	1～3歳児対象（受給者証未取得で支援が必要な方） 6名程度、随時受付で複数回の利用可
療育日数	週1日
日 課	10：00 順次登所 自由あそび 10：20 あつまり 11：00 降所

###### イ. 訪問療育等指導事業

必要に応じて在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・支援を行います。

#### ウ. 施設支援指導事業

学校、幼稚園、こども園、及び障害児通所支援事業所等に対し、面談や訪問等を通じて、子どもの支援や対応方法について話し合い、助言等を行います。

専門職員が施設に出向き、障害児療育に関する講義等を行う「出前講座」を実施し、堺市全体の障害児支援の質の向上につながる取り組みを行います。

#### (4) 利用調整事務

センター利用を希望する保護者について、堺市立児童発達支援センター利用調整実施要項に基づき、つぼみ園、市と連携し各業務に取り組みます。

- ①児童発達支援センター利用希望者の相談に対応します。
- ②児童発達支援センター申し込み受付後の面談を行い、その後市との協議にて定められた判定表を作成し、利用調整会議までに判定表等を市へ提出します。
- ③利用調整要項第4条4項において利用調整会議への出席を求められた時は出席します。
- ④児童発達支援センターの児童発達支援における各クラスの療育内容、申込方法等必要な項目について記載したチラシを作成。作成したチラシを各区保健センター、認定こども園等障害児関係機関に配付します。

#### (5) センター利用にかかる相談受付業務

センター利用に係る窓口として、つぼみ園と連携し、利用者及び関係機関との連絡調整及びセンター事業の円滑な運営調整を行います。

- ①児童発達支援センターの利用に関する問い合わせ等の対応
- ②診療所の受診希望者の相談
- ③障害児等療育支援事業に係る利用児等への一般発達相談
- ④①から③にかかる電話等による障害療育相談受付

### 4. 自主事業について

(1) 児童発達支援センターの環境や専門スタッフのノウハウを活かし、地域の子育て支援の場としてもらうとともに、児童発達支援センターの機能や療育について少しでも多くの市民に知ってもらう機会とするために、以下の事業を実施します。

#### ① 土曜日クラブ

対象児 堺市内の就学前の障害児または、発達に不安のある子どもとその保護者

実施場所 北こどもリハビリテーションセンター

実施日時 5月～2月の原則第3土曜日の10時～11時半

実施内容 親子でさまざまな遊びを経験してもらう「あそびの広場」を開催するとともに、つぼみ園と合同で保護者対象の学習会「まなびの広場」を開催します。

「あそびの広場」「まなびの広場」いずれも保育士や児童指導員だけでなく、理学療法士、看護師等も関わり、子どもへの支援および保護者相談を実施します。

#### ② にじいろクラブ

対象児 堺市内の就学前の歩行未獲得の子ども、医療ケアのある子どもとその保護者

実施場所 北こどもリハビリテーションセンター

実施日時 原則第3土曜日の10時～11時半（年4月程度実施）

実施内容 歌・手遊び・大型絵本・季節の遊び等、親子で楽しい遊びを経験してもらいます。

専門スタッフ(保育士・看護師・セラピスト・相談支援専門員等)が遊びのサポートと、日常生活上のご相談を伺います。

## 5. 施設の維持・管理について

施設の維持・管理を適正に行うために、仕様書に基づいて施設維持、保守管理業務を実施します。

## 6. 市民啓発研修の開催

障害児(者)への理解・啓発をめざし、つぼみ園と合同で専門家を招いて研修会を行います。開催にあたっては、オンライン開催等も含め検討していきます。

# V. 利用促進計画、サービス向上の方策

## ①地域との連携強化

並行通園クラスについては、療育内容の充実と、在籍園への連携を強化し、支援します。また、保育所等訪問支援事業及び障害児等療育支援事業の施設支援においては、センターの職員が地域の子どもを預かる機関に出向くことで、地域における障害の理解促進や支援の向上につなげていきます。また、こども園、幼稚園、学校からの相談にも積極的に応え、連携を深めていきます。

## ②情報の発信

事業団が実施する事業を広く周知し、障害理解を促進します。パンフレットや、事業団だよりの発行、ホームページの更新に加え、日々のフェイスブックを通じ、きめ細かな情報発信を行います。適切な療育の提供を基本とし、家庭状況をふまえた保護者のニーズにも対応できるよう、ホームページ等を活用し、園で取り組んでいるあそび等の動画配信を行います。

# VI. モニタリング計画と管理業務への反映

## (1) 利用者からの意見聴取等

日常業務を通じて、利用者の要望の把握を積極的に行うと共に、出された意見については、速やかに検討し、日々の業務への反映を図ります。

利用者(保護者)評価を年1回実施し、ニーズを把握しサービスの向上に努めます。各園単位で利用者(保護者)との定例懇談会を行います。また、もず園だけでなくつぼみ園の保護者も含めた保護者会(さくらの会)と市及び事業団との懇談会を実施します。

ホームページに「ご利用者様のご意見箱」を設置し、ご意見をオンライン上でもうかがえるようにしています。

児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価を実施します。また令和4年度に受審した第三者評価の結果を踏まえ、運営の検討を行います。

職員が共通の認識をもち、サービス改善意欲の向上を図るとともに、利用者、関係者からの信頼を得るよう努めます。

## (2) 苦情・要望等への対応

苦情・要望への対応について、「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を配置し、「苦情解決マニュアル」に基づき、全職員が誠意をもって適切に対応します。

## VII. 収支計画

利用者ニーズに沿った多様な登園形態の実施、サービスの維持・向上により安定した収入を確保します。効果的な職員配置を行い、業務の改善、効率化を図ります。利用者の利便性、提供するサービスの質の低下をきたさない範囲でコスト削減に努め、事務費、事業費の縮減を図ります。

具体的の計画は別紙予算書のとおりです。

# 堺市立南こどもリハビリテーションセンター指定管理者業務にかかる事業計画

## I. 管理運営方針

堺市立南こどもリハビリテーションセンター（以下「センター」）は、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう、家族も含め総合的に支援を行います。また、地域のこども園や幼稚園、小学校等に通う支援の必要な子どもと保護者に対しても専門的なアドバイスを行い、関係機関とも連携し発達支援や家族支援を行います。

堺市全体の障害児支援の一層の充実を図るために、これまで蓄積してきた専門的技術、知識、経験、情報といったノウハウを活用し、障害のある子どもの地域での生活を支える支援拠点として、市内の関係機関の支援に取り組みます。また、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供できるよう、令和7年度も引き続き感染症拡大防止策の取り組みを含めた、安心、安全な療育を行うとともに、令和6年4月の児童福祉法改正の主旨を踏まえ、センターが地域における中核機能を果たしていくよう、療育の質の維持、向上に努めてまいります。

そのために、これまでの実績や課題をふまえ、令和7年度は以下を重点項目として、施設管理・事業運営を行います。

### 1. 質の高い療育の維持

障害のある子どもに対して、「子どもらしい生活」と「専門的な療育支援」を一体的に提供できることが事業団の療育の強みです。今後も質の高い療育を継続的かつ安定的に提供していきます。また、療育の質の維持、向上のために人材の確保と育成に注力します。

### 2. 地域支援の強化

並行通園、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業、障害児等療育支援事業等を実施します。引き続き並行通園を実施し、利用者のニーズに応えます。また、在籍園への訪問などを通して地域の関係機関の支援力の向上に寄与します。保育所等訪問支援等をとおして学校との連携を更に進め、引き続き利用者のニーズに合わせて保育士やセラピストなど専門職を訪問支援員として派遣することで、地域の支援体制を構築していきます。

障害児相談支援については、相談支援員が順次、強度行動障害や医療的ケアに関する専門研修を受講し、より丁寧で専門的な相談支援を行います。

土曜日に実施している自主事業について、運動発達に遅れのある児や医療的ケア児等を対象に、保護者にとって利用・相談しやすい場となるよう工夫し実施していきます。

引き続きもず園と合同で、堺市内にある児童発達支援事業所等に対し、児童発達支援センターが中心となって「児童発達支援に係る交流会」「保育所等訪問支援事業所交流会」等を開催します。関係機関との連携をさらに強化し、地域の障害児支援拠点としての役割を果たします。

### 3. 情報の発信と公開

事業団だよりの発行やホームページ等を使って情報の発信と公開を行います。特にホームページは、利用者や市民にとって分かりやすいものとなるよう内容の充実に取り組みます。関係機関向けにセンター見学会を実施する等、児童発達支援センターについて市民への周知を更に図ります。

#### 4. 危機管理

種々の災害に対しては、危機管理対応マニュアルの点検・整備を行い、隨時訓練を実施し不測の事態に備えます。

また大規模災害等に対する事業継続計画を整備し、必要な研修及び訓練を定期的に実施するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行います。

#### 5. 安心、安全な療育の提供

引き続き各種感染症の感染防止の取組みを講じていきます。また、施設の不備が生じた際には、速やかに改善を図るとともに、施設の老朽化に伴う修繕箇所について、市とも協議を行いながら、施設の維持管理に努めてまいります。

#### 6. 各種委員会等の設置

##### (1) 虐待防止委員会

虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証及び再発防止策の検討等、虐待防止のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置するとともに、虐待の防止等のための責任者を配置します。

また委員会での検討結果を職員に周知徹底するとともに、職員への研修を実施します。

##### (2) 感染症対策委員会

センターにおける感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会として、感染症対策委員会を設置します。

## II. 職員配置計画

### 1. 職員配置についての基本的な考え方

センターは、通所による児童発達支援を基盤に、地域の障害児と家族への支援、障害児が通う学校・子ども園・幼稚園等への助言・援助など地域支援の役割も担っています。

センターにおける人員配置基準を基本に、様々な専門職員を配置します。

事務員、児童発達管理責任者、保育士、児童指導員（社会福祉士・精神保健福祉士含む）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、管理栄養士、調理師・員、医師、相談支援専門員、心理相談員（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士等）、等

また、多様な勤務条件や雇用形態を工夫し、社会的ニーズへの対応や必要な人材確保に努めます。

### 2. 職員の配置計画

関係法令等を遵守し、管理者としての園長のほか、必要な資格、知識及び技能を有する職員を適正に配置します。

職員の配置、勤務形態及び雇用形態については、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、センター等におけるサービスの確保に支障がないように行います。

職員に対して、センター等の管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修を行います。

### III. 職員研修及び人材育成計画

障害児支援に携わる職員として必要な専門知識や技術だけでなく、人権研修や権利擁護等の法令遵守も含めた研修を計画的に実施します。効果的なOJTを実施し、個々人の「問題解決能力」「業務遂行能力」「職員として求められる専門的知識・技術」等の向上を図ります。また、人事評価制度の効果的な活用により、職員の意欲喚起と能力向上を促します。

#### 1. 人事評価

人事評価を実施します。職員が自らを見つめ直し、知識や専門性の向上、スキルアップを目指す機会とともに、上司とのコミュニケーションを深め、強みを伸ばし、弱みを補強しながら個々の持つ能力や意欲を引き出します。

#### 2. 研修計画

医療や保育、リハビリテーションなど部門別の各種研修会や学会に職員を派遣し、その受講報告書をもとに全職員への伝達を行います。

テーマに沿った外部講師を招聘するとともに、多職種集団であることを活かし、職員自らが講師となって職場内研修を行います。

事業団内ケース検討会にはスーパーバイザーとして大学教員等を招聘します。

##### (1) 基礎研修

研修名	対象職員	研修内容
新任研修	新規採用職員	事業団の概要や業務について
職階別研修	全職員	職場内コミュニケーション、効率的業務運営等、職務上の知識向上
主任者研修	主任級以上職員	部下の指導育成、職務上の知識向上
管理者研修	役職者	人事・労務・財務・設備管理等、管理者としての知識向上
人権擁護虐待防止研修 (ハラスメント研修)	全職員	人権意識を高め、虐待を未然に防ぎ支援の質の向上

##### (2) 専門職研修

研修名	対象職員	研修内容
職員全体研修	全職員	障害児支援に係る専門的知識、技術を有する外部講師による研修
事例検討会	全職員	事例を通した支援の検討、外部講師によるスーパーバイズ
職種別園内研修	全職員	各職種が研修講師を務め専門知識の習得、並びに組織連携の向上
職種別派遣研修	全職員	同種施設、関係機関等が開催する外部の研修に計画的、積極的に参加

#### IV. 業務の実施内容、スケジュール

業務の実施にあたっては、仕様書に基づいて以下の通り実施します。

##### 1. 児童発達支援センター つぼみ園（児童発達支援事業）

###### (1) 定 員

堺市立つぼみ園 80名

###### (2) 療育について

身体障害、知的・発達障害等のある子どもも、医療的ケアを要する子どもに対し、障害種別に関わらず専門性を活かした支援を行います。併設の診療所機能を活かし、医師と各種専門スタッフが相互に連携を図り、子どもの発達状態を的確に評価し療育を実施します。療育にあたっては、子どもへの直接支援とともに、家族への支援も重視していきます。

<年間行事予定>

4月 4日	入園式 家庭訪問	10月	運動会
6月	日曜参観	12月	日曜参観 おたのしみ会
7月	5歳児わくわく保育	12月 29日	冬季家庭療育期間
8月 12日	夏季家庭療育期間	～1月 2日	
～15日		3月 23日	卒園・修了式
		3月 26日～	春季家庭療育期間

###### (3) 療育内容等について

###### 児童発達支援センター つぼみ園

①知的面及び運動面で発達に遅れのある児を対象とした毎日登園クラスを5クラスと週1日登園クラスを4クラス運営します。

②並行通園は週1日利用クラスと月2日利用クラス（2クール制）を運営します。

	毎日クラス	その他のクラス		並行通園クラス	
年齢 対象児	2～5歳児	2～3歳児 知的・発達障害児	0～5歳児 歩行が困難な肢体不自由児等	知的障害児 3～5歳児	発達障害児 4～5歳児
		こども園・幼稚園等の在籍園児も対象			
契約児数	58名	40名	20名	12名	12名
登園形態	単独通園 (親子通園も有) 5クラス	親子通園 4クラス	親子通園 1クラス	親子通園 2クラス	親子通園 2クラス
登園日数	週5日	週1日	週1日	週1日	月2日程度
日 課	10：00 順次登園 園庭あそび等 あつまり	9：30 登園 自由あそび あつまり	9：10 登園 自由あそび あつまり	15：00 登園 おやつ 設定保育	15：00 登園 おやつ 設定保育

	設定保育 給食（食事指導） 自由あそび 14：45 降園 (月・火・水・金) 14：00 降園（木）	設定保育 自由あそび 11：30 降園	設定保育 自由あそび 10：50 降園	16：45 降園	17：00 降園
--	---	------------------------------	------------------------------	-------------	-------------

③個々の子どもの発達状況に応じて、適時クラス変更等の対応を検討します。

④個々の子どもの状態を的確に把握し、発達課題を明らかにします。運動・言語・感覚・認知能力の向上、情緒の安定、社会性の育成を目指して、全身活動や感覚遊び等の保育に取り組みます。保育においては、子ども集団での取り組みとともに、個別へのアプローチを組み合わせて実施します。

⑤個々の子どもや保護者の状況に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当者等が連携を密にし、共通認識のもと支援にあたります。

⑥並行通園クラスの子どもに対しては、療育を通して子どもが在籍園等でより過ごしやすくなるよう支援していきます。併せて、在籍園との連携を図るとともに支援力向上やインクルージョン推進を意識し、個々の状況に応じて保育所等訪問支援への移行等についても検討します。

⑦子どもと保護者のニーズ、子どもの状況等を踏まえた児童発達支援計画を作成し、保護者と確認の上でこれに基づいた支援を行います。定期的なモニタリングを実施し必要に応じて見直すことにより、適切かつ効果的に発達を支援します。

⑧切れ目のない支援を意識し、認定こども園、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等の関係機関との引継ぎや連携等を行います。

⑨園庭開放を実施し、発達支援の入口として必要な相談等に応じます。

#### 家族支援について

家族の不安や悩みを積極的に受け止め、自信を持って子育てができるよう支援します。

- ・家族支援プログラムを計画的に実施します。
- ・クラス懇談会と個人懇談会を開催します（年2～3回）
- ・家庭訪問を年度始め必要に応じて行います。

#### 家族支援プログラム（予定）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・試食会・栄養学習会</li> <li>・ことばの発達について</li> <li>・歯科教室</li> <li>・夏の感染症について</li> <li>・自閉スペクトラム症学習会</li> <li>・5歳児向け「就学について」</li> <li>・「就園について」</li> <li>・福祉制度について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先輩保護者の話</li> <li>・子どもの感覚・運動について</li> <li>・外部講師を招いて（日曜参観保護者教室）</li> <li>・サポートブック・あい・ふあいるについて</li> <li>・卒退園後の支援について</li> <li>・冬の感染症について</li> </ul> <p>※その他、進路の考え方、余暇の過ごし方や子育てなど、クラス単位で保護者同士の情報交換、交流の場を設定しています。</p>
---	--

### リハビリテーションについて

- ①理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語聴覚療法（ST）の各個別リハビリを、必要な子どもに対して医師の処方のもとに行います。各リハビリにおいては、子どもへのアプローチと併せて保護者支援を行います。子どもの在籍園等のニーズがあれば、保護者の同意のもとでリハビリ場面を共有し相談・助言を行います。
- ②補装具の作成や日常生活用具等の給付に関して相談に応じます。園で使用する器具で製作可能なものは園で製作します。

### 給食について

- ①子どもたちが様々な経験を通じて、食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいきます。
- ②口腔機能の発達等に配慮した適切な食事形態を提供します。摂食機能に障害がある子どもには特別食を用意し、多様な栄養摂取に対応した食事を提供します。
- ③「経管栄養」への対策やアレルギー対応、「肥満」「貧血」「偏食」の改善等、栄養管理や食習慣（宗教的な食事習慣を含む）に配慮を要する保護者に対し、食事作りや栄養指導を行います。
- ④つぼみ園とも共通の献立リストから、季節や子どもたちの食事状況に応じて献立を選択し給食を提供しています。多職種連携や自園調理の良さを加味し、より質の高い給食を提供できるようにしています。
- ⑤安全に給食等を提供するため、調理の際や厨房等の衛生管理を適切に行います。

### 送迎について

- ①子どもの送迎はマイクロバスなどで市内を巡回して行います。
- ②運転手の他に職員が1名以上添乗し、送迎時のバスへの昇降やバス内での安全確保を行います。
- ③基準に基づき、子どもの置き去り防止のための安全装置を設置しています。
- ④運転業務に係る関係法令を遵守し、安全で快適な運行に努め、緊急時についても適切に対応します。

## 2. つぼみ診療所

南こどもリハビリテーションセンターに通う児童に対し、診察を行い障害の診断や療育方針を示し、専門職員による支援を行います。また、市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に診察やリハビリテーションを実施します。

診療科目：小児科、整形外科、リハビリテーション科

## 3. 地域支援に関する業務について

### （1）相談支援室 つぼみ（障害児相談支援事業・特定相談支援事業）

障害児相談支援・計画相談支援では、通所支援の利用や障害福祉サービスの利用にあたって、障害児に関する専門的な知識とノウハウを持った相談支援専門員がアセスメントを行い、適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画案・サービス等利用計画案を作成します。支援決定後は利用計画の作成、事業所等との調整、サービスの利用状況を検証し（モニタリング）、計画の見直しを行います。

基本相談支援では、障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

また、事業団の専門性を活かし、困難ケースへの対応や関係機関・他事業所との連携の強化、自

立支援協議会への参加等を通して堺市の障害児相談支援の充実に役割を果たします。

#### (2) 保育所等訪問支援事業

児童発達支援センターがもつ専門性を生かし、こども園、幼稚園、学校等の所属先と連携・協力して子どもたちが地域で生き生きと生活できるよう支援していきます。具体的には、訪問支援員が、こども園、幼稚園、学校等を訪問し、対象児に対して集団生活への適応のための直接支援や、訪問先施設のスタッフに対して、支援方法等の助言・指導を行います。

#### (3) 障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）

「堺市障害児等療育支援事業実施要綱」に基づき、運営を行います。

虐待等のケースについては、関係機関との調整を行いながら対応していきます。

##### ①業務内容

###### ア. 外来療育等指導事業

###### 1) 個別の相談・指導

児童発達支援センター在籍児以外の障害児及び保護者に対し、相談支援（必要に応じて発達検査・知能検査等の心理諸検査を実施）を行います。一定期間の継続的な支援が必要な児童については、定期的な来所による支援を行います。

###### 2) グループによる相談・指導（にこにこ広場）

発達上、何らかのつまずきや課題がある児童とその保護者に対して「親子で遊ぶ」を中心にながら支援していくにこにこ広場（1～3歳児）を開催します。また個別相談を行い子育ての助言や療育の情報提供を行っていきます。

定員等	1～3歳児対象（受給者証未取得で支援が必要な方） 9名程度、随時受付で複数回の利用可
療育日数	週1日
日 課	10：00 順次登所 自由あそび 10：20 あつまり 11：00 降所

###### イ. 訪問療育等指導事業

必要に応じて在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・支援を行います。

###### ウ. 施設支援指導事業

学校、幼稚園、こども園、及び障害児通所支援事業所等に対し、面談や訪問等を通じて、子どもの支援や対応方法について話し合い、助言等を行います。

専門職員が施設に出向き、障害児療育に関する講義等を行う「出前講座」を実施し、堺市全体の障害児支援の質の向上につながる取り組みを行います。

#### (4) 利用調整事務

センター利用を希望する保護者について、堺市立児童発達支援センター利用調整実施要項に基づき、もず園、市と連携し各業務に取り組みます。

##### ①児童発達支援センター利用希望者の相談に対応します。

- ②児童発達支援センター申し込み受付後の面談を行い、その後市との協議にて定められた判定表を作成し、利用調整会議までに判定表等を市へ提出します。
- ③利用調整要項第4条4項において利用調整会議への出席を求められた時は出席します。
- ④児童発達支援センターの児童発達支援における各クラスの療育内容、申込方法等必要な項目について記載したチラシを作成。作成したチラシを各区保健センター、認定こども園等障害児関係機関に配付します。

#### (5) センター利用にかかる相談受付業務

センター利用に係る窓口として、もず園と連携し、利用者及び関係機関との連絡調整及びセンター事業の円滑な運営調整を行います。

- ①児童発達支援センターの利用に関する問い合わせ等の対応
- ②診療所の受診希望者の相談
- ③障害児等療育支援事業に係る利用児等への一般発達相談
- ④①から③にかかる電話等による障害療育相談受付

### 4. 自主事業について

(1) 児童発達支援センターの環境や専門スタッフのノウハウを活かし、地域の子育て支援の場としてもらうとともに、児童発達支援センターの機能や療育について少しでも多くの市民に知ってもらう機会とするために、以下の事業を実施します。

#### ① 土曜日クラブ

対象児　　堺市内の就学前の障害児または、発達に不安のある子どもとその保護者  
実施場所　南こどもリハビリテーションセンター  
実施日時　5月～2月の原則第3土曜日の10時～11時半  
実施内容　親子でさまざまな遊びを経験してもらう「あそびの広場」を開催するとともに、もず園と合同で保護者対象の学習会「まなびの広場」を開催します。  
「あそびの広場」「まなびの広場」いずれも保育士や児童指導員だけでなく、理学療法士、看護師等も関わり、子どもへの支援および保護者相談を実施します。

#### ② にじいろクラブ

対象児　　堺市内の就学前の歩行未獲得の子ども、医療ケアのある子どもとその保護者  
実施場所　南こどもリハビリテーションセンター  
実施日時　原則第3土曜日の10時～11時半（年4月程度実施）  
実施内容　歌・手遊び・大型絵本・季節の遊び等、親子で楽しい遊びを経験してもらいます。  
専門スタッフ（保育士・看護師・セラピスト・相談支援専門員等）が遊びのサポートと、日常生活上のご相談を伺います。

### 5. 施設の維持・管理について

施設の維持・管理を適正に行うために、仕様書に基づいて施設維持、保守管理業務を実施します。

### 6. 市民啓発研修の開催

障害児（者）への理解・啓発をめざし、もず園と合同で専門家を招いて研修会を行います。  
開催にあたっては、オンライン開催等も含め検討していきます。

## V. 利用促進計画、サービス向上の方策

### ①地域との連携強化

並行通園クラスについては、療育内容の充実と、在籍園へとの連携を強化し、支援します。また、保育所等訪問支援事業及び障害児等療育支援事業の施設支援においては、センターの職員が地域の子どもを預かる機関に出向くことで、地域における障害の理解促進や支援の向上につなげていきます。また、こども園、幼稚園、学校からの相談にも積極的に応え、連携を深めていきます。

### ②情報の発信

事業団が実施する事業を広く周知し、障害理解を促進します。パンフレットや、事業団だよりの発行、ホームページの更新に加え、日々のフェイスブックを通じ、きめ細かな情報発信を行います。

適切な療育の提供を基本とし、家庭状況をふまえた保護者のニーズにも対応できるよう、ホームページ等を活用し、園で取り組んでいるあそび等の動画配信を行います。

## VI. モニタリング計画と管理業務への反映

### (1) 利用者からの意見聴取等

日常業務を通じて、利用者の要望の把握を積極的に行うと共に、出された意見については、速やかに検討し、日々の業務への反映を図ります。

利用者（保護者）評価を年1回実施し、ニーズを把握しサービスの向上に努めます。各園単位で利用者（保護者）との定例懇談会を行います。また、つぼみ園だけでなくもず園の保護者も含めた保護者会（さくらの会）と市及び事業団との懇談会を実施します。

ホームページに「ご利用者様のご意見箱」を設置し、ご意見をオンライン上でもうかがえるようにしています。

児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価を実施します。また令和5年度に受審した第三者評価の結果を踏まえ、運営の検討を行います（次回令和8年度受審予定）。

職員が共通の認識をもち、サービス改善意欲の向上を図るとともに、利用者、関係者からの信頼を得るよう努めます。

### (2) 苦情・要望等への対応

苦情・要望への対応について、「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を配置し、「苦情解決マニュアル」に基づき、全職員が誠意をもって適切に対応します。

## VII. 収支計画

利用者ニーズに沿った多様な登園形態の実施、サービスの維持・向上により安定した収入を確保します。効果的な職員配置を行い、業務の改善、効率化を図ります。利用者の利便性、提供するサービスの質の低下をきたさない範囲でコスト削減に努め、事務費、事業費の縮減を図ります。

具体的な計画は別紙予算書のとおりです。

## 1 管理運営方針

当事業体は、関係法令、条例、規則、基本協定、年度協定、業務仕様書等を遵守し、公の施設としての公共性・中立性・公益性等を確保した上で、常に障害のある方をはじめとする利用者の視点やニーズを踏まえて、健康福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の施設管理（以下「施設管理」という。）や、健康福祉センターの事業運営（以下「事業運営」という。）を適切に行う。

特に障害のある方が希望される文化・芸術・スポーツ活動等を楽しめること、また、必要な相談支援・コミュニケーション支援・訓練等を受けることができるなどにより、住み慣れた地域で生き活きと暮らすことができるよう、当事業体内の役割分担の下、各構成員が有する経験・専門性・ノウハウ等を最大限かつ総合的に発揮する。

また、開所後13年間で構築したプラザ内各センター及び地域との連携・協力関係を一層強化することにより、プラザが「障害のある方の地域生活を総合的に支援する拠点施設」としての機能を更に発揮できるよう、引き続き取り組む。

なお、開所後13年間で蓄積した経験値を基に、下記8項目を管理運営方針として、より一層充実した施設管理・事業運営を実現する。

### 1. 利用促進と利用者満足度の向上

障害種別・程度、年齢等に配慮し、さまざまな媒体・手法を用いた、きめ細やかな情報発信を行う。さらに多くの市民のみなさまにご来館いただけるよう、ニーズに即した各種事業の実施及びオンラインによる参加等、利用しやすい環境の整備などにより、利用者満足度の向上を図る。

### 2. 連携の強化

プラザ内では、当事業体が中心となり、行政機関・重症心身障害者（児）支援センター・特定団体との情報共有や、諸課題に連携・協力して対応し、プラザが持つ施設機能や特性を最大限発揮する。

### 3. さまざまな事象を想定した危機管理体制の構築

緊急時・防犯・防災等への対応にあたっては、消防計画や危機管理マニュアル等に基づき、全職員が、一丸となって適切に行動できるよう、研修や消防訓練・防犯訓練等を実施する。

プラザ運営協議会・共同防火管理協議会の開催や、合同消防訓練の実施等をとおして、プラザ全体の危機管理体制の維持・向上を図る。

感染症対策としては、職員の自己健康管理を徹底するとともに、プラザを利用されるみなさまの安心・安全のため必要に応じた対応をとります。

また、指定管理者業務を通じて入手した利用者等の個人情報保護に関しては、法令・規程等に基づき、当事業体として総合的に適切な保護・管理対策を講じる。

### 4. 全員参加で持続可能な社会の実現

「堺市SDGs未来都市計画」に掲げられた「誰一人取り残さない社会の実現」に向け、視覚・聴覚障害者支援や後天性脳損傷者の復職支援に加えて、さまざまな方の交流による障害者理解の促進などにより、プラザ事業を全員参加社会の実現の場の一つとする。

## 5. アウトリーチの強化

積極的に市内の関係団体・支援機関等との関わりを持つことにより、連携・協力関係を強化しながら、プラザ内のみならず、当事業体が持つ専門性や支援技術等を活用したアウトリーチによる各種支援を市内にて実施し、地域に貢献する。

## 6. 障害に対する理解や関心の促進

令和6年4月施行の「改正障害者差別解消法」を踏まえ、障害のある方とない方がともに楽しく交流できる機会を確保する。

当事業体の専門性やノウハウ等を活用して、小中学校や企業等に対する「障害」、「障害者」、「合理的配慮」の理解を深める取り組みを強化する。

## 7. 市内経済及び地域振興への貢献

施設維持管理業務における市内業者への発注やイベントにおける地元企業・事業所との連携、また市内在住者の雇用、地元自治会とのイベント交流等を通じて、市内の事業所・企業・医療機関・

地元自治会との連携・協力関係の強化を図り、市内全域に開かれた施設をめざす。

## 8. ICTの活用によるサービスの向上

プラザを利用されるみなさまの利便性向上を図るため、地域生活の課題を抱える当事者、家族を中心とした支援ネットワークをオンラインにおいても構築していく。

## 2 目標設定と目標達成の方策

これまでの施設管理・事業運営の実施状況や利用（使用）状況を踏まえ、「適正な管理運営の確保」、「利用者サービス向上への取り組み」、「収支の実績」に関して下記のとおり目標を設定する。

### 1. 数値目標の設定

適正な管理運営の確保	有責事故発生件数0件
利用者サービスの向上への取り組み	利用者アンケート調査において、「とても良い」、「良い」と回答された方の割合が全回答者数の内、85%以上
各センターの事業成果	<ul style="list-style-type: none"><li>○市民交流センター 交流イベントの参加者数 年間3,000人以上</li><li>文化芸術・レクリエーション教室の延参加者数 年間780人以上</li><li>○視覚・聴覚障害者センター センター利用者満足度 90%以上</li><li>利用登録者 市民の視覚障害者・聴覚障害者各々の20%以上</li><li>○生活リハビリテーションセンター センター利用者の満足度 85%以上</li><li>センター訓練利用者数 6,800回以上</li></ul>

	○スポーツセンター 堺市障害者スポーツ大会参加者数 575人以上
収支の実績	収支計画書の1%削減

## 2. 目標を達成するための取り組み

### (1) 適正な施設管理や事業運営

施設管理・事業運営に当たっては、当該事業計画書等に基づいて適正に実施するとともに、堺市への日常の連絡・報告・協議を適切に行う。

日報をはじめ、「月・四半期・半期・年度」単位のモニタリングをP D C Aサイクルと結びつけ、適宜、業務の改善等を行いながら、利用者ニーズや課題等に対応する。

毎月開催する市との定期会議や各種会議等において、毎月の施設管理・事業運営の状況、事業実績、課題等を共有し、今後の対応や取り組み等について協議を行い事業運営に反映する。

### (2) 人材育成

職員一人ひとりが研修参加やO J Tを通じて、必要とされる基本的知識、専門的知識・技術等を習得し、プラザ職員として相応しい資質や専門性等を向上させる。

事業運営等を通じて、プラザ内や関係団体・支援機関と積極的にコミュニケーションを図ることを推奨することにより、信頼関係の構築、人脈の形成ができる人材を育成する。

### (3) サービス向上・利用促進への取り組み

利用者満足度調査、文化・芸術・スポーツ教室等の参加者アンケート、利用者からの苦情・要望等から利用者ニーズや課題等を把握し、日常業務の改善、次年度事業計画書に反映する。

ホームページの随時更新をはじめ、定期刊行している「プラザニュース」、「センターだより」の内容を充実し、プール・研修室等の利用、各種イベントの開催情報等を積極的に発信する。

### (4) 苦情・要望等への対応、緊急時対応や安全対策

苦情・要望等への対応について、各センター単位で「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を任命し、「苦情解決マニュアル」等に基づき、全職員が誠意を持って適切に対応する。

事故や災害等が発生した場合の緊急時対応や、事故等を発生させない安全管理対策を全職員に周知徹底し、利用者が安心して安全・快適に施設を利用（使用）できる環境を維持する。

### (5) 収支計画書に基づく予算の執行

本年度事業計画書に記載する業務や事業を実施するに当たっては、収支計画書に基づき、会計責任者が適切に予算の執行や管理を行う。

### 3 収支計画

「利用者ニーズを踏まえたサービスの向上」、「経費の節減」、「収入の確保」について、下記のとおり取り組む。

#### 1. 利用者ニーズを踏まえたサービスの向上

把握した利用者ニーズや課題等に対して、専門的見地からの対応及び質の高いサービスが提供できるよう、各職員が創意工夫を凝らし、関係団体・支援機関等と連携・協力しながら、利用者にとって利便性及び快適性の高い施設となるよう取り組むとともに魅力的な事業等を実施する。

また、昨年度に実施した事業のモニタリング結果から、業務の改善や内容の見直し等が必要な場合は、それらを踏まえて、昨年度よりも充実した内容で実施する。

#### 2. 経費の節減

##### (1) 時間外勤務の削減

昨年度に引き続き、安定した業務遂行体制を維持し、時間外勤務を抑制する。

##### (2) 光熱水費の節減

昨年度に引き続き、利用者にとって快適な利用空間を確保しながら、積極的に節電・節水・省エネルギーに取り組むことにより、光熱水費の節減を図る。

健康福祉プラザ運営協議会等を通じて、プラザ内各機関に対して、積極的に呼びかける。

#### 3. 利用料金制に伴う、収入の確保

##### (1) 施設使用料収入の増加

利用料金制の導入に伴い、施設使用料体系や施設使用の在り方を検証し、障害のある方の施設使用に影響を及ぼさない範囲で、障害のない方の施設使用を促進し、使用料収入の増加を図る。

##### (2) 教室等における実費負担の徴収

当該施設の法的根拠である、身体障害者福祉法第30条及び第31条に規定する「無料又は低額な料金」を踏まえて、教室等の参加に伴う実費負担を徴収する。

##### (3) 自立訓練事業の利用者数の拡大（生活リハビリテーションセンター）

近隣の医療機関との連携の強化や、高次脳機能障害に関する普及啓発を実施することにより、当該センターの相談支援や自立訓練につなげ、開所後13年間で蓄積したノウハウや支援方法等を活かし、高次脳機能障害のある方等を対象とした自立訓練を積極的に実施し、障害福祉サービス費収入の増加を図る。

## 4 職員の研修計画、人材育成計画

安定的かつ健全な施設管理・事業運営の実現や、サービスの質・利用者満足度の向上等をめざし、下記のとおり職員一人ひとりに求められる「資質」、「モチベーション」、「専門性」、「支援技術」等を向上させるための研修や人材育成に取り組む。

### 1. 研修委員会

研修委員会において、職員一人ひとりの能力の向上を図るための研修計画書を策定し、全職員に対して創意工夫を凝らした効果的な方法により計画的に研修を実施する。

また、研修実施後の評価や改善点等を検討し、今後の研修に反映する。

なお、人材育成方法等について、利用者のニーズや、働き甲斐、働きやすさ等の職員のニーズを踏まえて、サービスの質・利用者満足度・職員満足度を向上するための検討を行う。

### 2. 研修計画

#### (1) 内部研修

適切な施設管理・事業運営を行う上で必要な知識を習得し、「新規採用職員・一般職員・管理職」ごとに求められる能力の向上が図れるよう、効果的な研修を実施する。

研修名	開催時期（開催回数）	対象職員
プラザ全体職員研修	4月（1回）	プラザ12センターの新規配属者職員等
情報管理研修（個人情報保護・情報公開など）	5～6月（1回）	共同事業体全職員
CPR・AED研修	6～7月（1回）・ 2～3月（1回）	スポーツセンター職員他
接遇・CS研修	7～9月（1回）	共同事業体全職員
防犯訓練（研修） 防災訓練・避難訓練	10月（1回） 9月（1回）・2月（1回）	プラザ12センター全職員
障害者研修（人権）・ ハラスメント研修	12～1月（1回）	共同事業体全職員
管理職研修	2～3月（1回）	共同事業体各センター管理職員

#### (2) 外部研修

同種施設、関係団体、支援機関等が開催する専門的な知識や技術等を習得するための研修に積極的に参加する。

### 3. 人材育成計画（効果的なOJT（職場内教育）の実施）

各職員が所属するセンターにおいて、各センター所長が中心となって、業務を遂行する中

で、「問題解決能力」、「業務遂行能力」、「求められる専門的知識・技術」等の向上を図る。

## 5 業務の実施内容及びスケジュール

指定管理者業務の遂行にあたっては、業務仕様書に基づき、下記のとおり実施する。

### 1. 市民交流センター

#### (1) 実施方針

##### ① 健康福祉プラザ全体の連携業務

- 健康福祉プラザ運営協議会の開催等を通じて、プラザ全体で情報を共有し、諸問題への対応を検討・実施するなどし、施設の危機管理・安全管理体制を維持・向上させる。
- 「春のプラザ祭り」や「障害者週間フェスティバル」等のプラザ内イベントの参加協力を働きかけ、プラザとして一体化を図る。
- 堺市障害者スポーツ・レクリエーション大会の実施に際し、運営協力を行うなど、障害のある方の余暇支援に寄与していく。

##### ② 市民交流センター事業

- 過去13年間で収集した各教室のアンケート結果や実績等を踏まえて、障害のある方ない方が交流し、楽しんでもらえるレクリエーション教室や障害のある方の文化芸術活動の向上支援を目的とする文化芸術教室の開催を行う。なお、障害のある方で障害者通所施設等に通う方は平日に参加できないことから、ニーズの多い休日開催も行い、参加がしやすいよう工夫を行う。また、障害のある方が身近な施設で参加していただけるよう、泉ヶ丘市民センター等の公共機関を活用し、出張講座を開催する。
- 「春のプラザ祭り」「障害者週間フェスティバル」は、「障害」・「障害者」に対する理解や関心を、より一層多くの市民の方に深めていただけるよう、体験型・参加型の開催内容を充実させていく。
- 文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方や、各種作品展への出展や入賞をめざす障害のある方を対象とした文化芸術教室の開催や、クラフトルーム等を活用して継続的な活動や当事者が交流できる場を確保することにより、文化芸術活動を支援する。
- 障害のある方の芸術活動支援として、「プラザアートフェスティバル」「プラザアートセミナー」を行う。また、市民交流センター職員が障害のある方々のアートの展示会への視察や施設訪問をおこない、堺市内外でのネットワークを構築し、アート関連の事業の強化を図る。
- 障害福祉サービス事業所などに現代アーティストを派遣することにより新たに障害者アートに取り組まれている個人・団体を発掘する「プラザアートコラボレーション」を行い、発表の場としてsakai ARTcationへつなげていく。
- 定期的に自由にアートができる場を提供する「プラザアートサロン」を行い、広く余暇活動を支援する。

- 堺市内における障害福祉に関するボランティア活動の状況を把握し、情報共有を図るため、社会福祉協議会と情報交換会を開催する。
- 学校や企業、地域等への障害理解を促進するため共同事業体職員の派遣を行う。

### ③ 授産活動支援センター

- 障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）が提供できる製品や業務等、いわゆる授産活動への発注を促進するため、企業等への情報発信や働きかけを行う。なお、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（「障害者優先調達法」）への対応として、適宜、堺市に情報を提供する。また、ホームページやイベント等を通じて、広く市民に向けても広報・啓発をする。
- 企業等からの発注に対しては、事業所とのマッチング・コーディネートを実施するとともに、マッチング成立の後も必要に応じてアフターフォローを行う。なお、大量・短期の発注については、複数の事業所が共同で受注できるように調整をするとともに、事業所間の連携を強化し、受注機会の増加と工賃の向上をめざす。
- 事業所が提供する製品やサービスの質、授産活動に取り組む意識等の向上をめざすとともに、広報力の強化や売上げの改善を図ることを目的に、研修会の開催や専門家等の人材派遣を行い、事業所の活動を支援する。
- 企業や関係機関と協力しながら事業所の新商品開発やネット販売、農福連携など新たな取り組みを推進する。また、それらの取り組みに必要となるネットワークづくりを支援する。

### （2）目標設定

指標	目標値
レクリエーション教室の開催数	16教室
交流イベントの開催数	前期2回、後期3回
文化芸術教室の開催数	4教室
レクリエーション教室の延参加者数（参加率）	450人（80%）
交流イベントの延参加者数	3,000人
文化芸術教室の参加者数（参加率）	330人（80%）
プラザアートフェスティバルへの参加者数	2,000人
s a k a i A R T c a t i o n 2 0 2 5 の出展者数	250点
プラザボランティアの登録者数	160人
プラザボランティアの延活動回数	600回
ボランティアスキルアップ研修会の参加者数	50人
企業等からの発注に対するマッチング・コーディネート件数	60件

### （3）事業実施日・時間

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）の9時から17時30分まで。（ただし、交流イベント・レクリエーション教室・文化芸術教室・プラザアートフェスティバルに関しては、土曜日・日曜日・祝日に実施することがある。）

#### (4) 実施内容

##### ① 健康福祉プラザ全体の連携業務

###### ア 健康福祉プラザ運営協議会の開催

プラザ内の行政機関・堺市立重症心身障害者（児）支援センター（以下「ベルデさかい」という。）・特定団体との情報共有、プラザ全体に関わる課題対応に関して協議することを目的として、「健康福祉プラザ運営協議会」を月1回開催する。

催時期	毎月第1金曜日
構成員	(当事業体) ・健康福祉センター所長（兼市民交流センター所長） ・視覚・聴覚障害者センター所長（兼点字図書館長） ・視覚・聴覚障害者センター副所長（兼聴覚障害者情報提供施設長） ・生活リハビリテーションセンター所長　　・スポーツセンター所長（行政機関） ・障害者更生相談所所長　　・こころの健康センター所長　　・子ども相談所所長（ベルデさかい）事務局長（特定団体） ・総合相談情報センター事務局長　　・障害者就業・生活支援センター所長 ・発達障害者支援センター所長　　・難病患者支援センター所長

###### イ 総合案内業務

プラザの開館日（12月29日から1月3日を除く）の9時から21時まで（業務仕様書に規定するとおり）。1階総合案内に手話通訳が可能な職員を配置し、来館者への各種情報提供や希望する機関への案内等を行う。

###### ウ 指定管理者業務に係る各種調整・涉外業務

- ・基本協定や年度事業計画書等に基づく堺市との各種協議・調整・報告、各種専門委員会の開催、関係団体・支援機関等との各種調整、他市の関係団体・支援機関等の視察対応等を行う。
- ・当事業体の専門機能を最大限に活かすためハブ機能を持つセンターとして、当事業体を主導し、全体集約していく。

##### ② 市民交流センター事業

###### ア レクリエーション教室・交流イベントの開催

###### 1) レクリエーション教室（講座）の開催

過去13年間に収集した各教室の参加者アンケートや実績等を踏まえて、参加希望者が多い「料理教室」、「パン教室」等のレクリエーション教室を16教室開催する。なお、「パン教室」「料理教室」「お菓子教室」などの障害のある方とない方が交流するクッキング系の教室は特に参加希望者が多いことから、より多くの方が参加できるように単発の教室として開催する。また、障害のある方の自立生活を促進する目的として、生活の基盤となる食事作りや栄養に関する助言を行う「障害者のための

料理教室」を開催する。

障害のある子どもの保護者から長期休暇期間の参加ニーズが高いことから、子どもが主体的に楽しめる「子ども創作教室」を夏休みの期間に集中的に開催する。

他カルチャーセンターでは対応や費用面などで参加しづらいと感じておられる障害のある方の声を受けて、障害特性に応じた合理的配慮（聴覚障害の方への手話通訳、要約筆記者の派遣の情報保障やより理解を深めるために少人数制での開催や障害への個別配慮）等を重視して開催していく。

障害のある方の利用率が年々上昇している現状を踏まえ、上記以外にも多様な教室を幅広く開催することで、障害のある方の余暇活動及び社会参加への支援に繋げていく。

## 2) 交流イベントの開催

プラザに来館したことがない方の来館するきっかけづくりや、障害のある方との方が交流することによる障害のない方の障害に対する理解や関心を深めることを目的として、交流イベントを前期 2回、後期 3回開催する。

### 【前期 1】春のプラザ祭り

気軽に楽しくわかりやすく障害者スポーツを通して障害について理解いただけるよう体育室内に様々な参加者体験型ブースを設置する。また、障害のあるなしに関わらず共に楽しめるイベントを実施する。

日 程	4月
内 容	・参加者体験型ワークショップ　　・障害者スポーツ体験 ・文化芸術体験教室　　・バリアフリー映画　　・授産製品の啓発及び販売

### 【前期 2】わくわくサマースクール

夏休み期間を活用し、小学生を対象として、楽しく「障害」、「障害者」理解を深めることを目的とした体験型ワークショップを開催する。

日 程	8月
内 容	小学 1 年生から 6 年生を対象に障害理解を深める体験学習を実施する。

### 【後期 1】味覚狩り

障害があっても、気軽に味覚狩りに参加できる機会を提供する事により、仲間づくりや社会参加を促す。

日 程	11 月中旬
内 容	果樹園等にて果物等の収穫体験等を行う。

### 【後期 2】「障害者週間」フェスティバル

障害者週間の行事として、市民の障害理解を深めるため講演会等を開催する。

日 程	12 月 6 日（土）10：00～16：00
内 容	・講演会　・文化芸術教室　・授産製品の啓発及び販売　・お遊びコーナー

・バリアフリー映画会
------------

【後期3】音楽イベント

障害のある方が、本物の音楽とふれあう機会として音楽イベントを開催する。

日 程	10月下旬
内 容	・音楽ライブ

イ 文化芸術事業

1) 文化芸術教室等の開催

文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方を対象に個性や感性を作品に表現し、オリジナリティのある作品作りをすることを目的として、「障害者のためのアートスクール」、「絵画教室」、「陶芸教室」、「書道教室」の4教室を開催する。知的障害や精神障害のある方に好評の「障害者のためのアートスクール」は、障害のある方の自己表現や仲間作りを目的として半年間の継続教室として開催する。文化芸術教室の参加者をはじめ、文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方や関係者に対して、作品展の開催情報等を収集し、出展支援を行う。

【文化芸術教室】

教室名	定員	開催日
障害者のためのアートスクール	10名	4月～9月の毎月2回
絵画教室	10名	8月、9月、10月、11月
陶芸教室	10名	5月・6月・7月・8月、12月・1月・2月・3月
書道教室	10名	10月、11月、12月

2) プラザアートフェスティバルの開催

堺市内で文化芸術活動に取り組んでいる障害のある方を対象に、芸術作品を募集し、出展された全作品をプラザアートフェスティバルの中で展示する。

また、障害のある方の文化芸術活動に関わる有識者や支援者等による講演・シンポジウムや、障害のある方の文化芸術を振興する団体等の協力を得て、芸術性の高い作品等の展示会も併せて開催する。

なお、出展（応募）された作品の中から優秀な作品を選定する「プラザアートフェスティバル sakai ARTcation 2025 審査会」を設置し、芸術性の高い優れた作品を評価することにより、制作者のやりがいや技術等の向上を図るとともに、広く市民に対して障害のある方の作品等を鑑賞する機会を提供することにより、障害のない方の障害に対する理解や関心を深める。

日 程	10月23日（木）～26日（日）
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・sakai ARTcation 2025 の開催と表彰</li> <li>・guest ART museum (先進的な障害アートの展示)</li> <li>・guest ART meeting (受賞者のインタビュー)</li> <li>・文化芸術体験教室 等</li> </ul>

3) 障害者アートセミナーの開催

市内の障害者施設や特別支援学校等で、障害のある方の文化芸術活動に関わる支援者を対象として、障害者と一緒にモノづくり等の事例紹介や地域における障害者アート等に対する理解を深めるセミナーを開催する。

開催時期	2月～3月
開催内容	障害のある方のアート活動について、先駆的な取り組みを行っている事業所等の代表者を招請し講演会やシンポジウムなどを行う。

4) 文化芸術に関する各種情報発信等

障害のある方の文化芸術を振興する団体や施設等の協力を得て、障害のある方の文化芸術活動に関するさまざまな情報を収集し、発信する。

5) 文化芸術に関するネットワークの構築

市内障害福祉サービス事業者からの文化芸術活動に関する助言や相談に応じるため、各種事業等を通じて、大学、障害者国際交流センター（ビッグアイ）、一般芸術団体やプラザの関係団体、市内の特別支援学校・事業所等とネットワークを構築する。

ウ 障害福祉ボランティア活動の活性化

1) プラザボランティア説明会の開催

新たにプラザでボランティア活動していただける方の確保及びプラザでボランティア活動する上で必要な知識や支援技術等を習得することを目的として、ボランティア説明会を開催する。また、説明会参加者で、プラザボランティアとして活動を希望される方を対象に登録申請を受け付け、希望を踏まえたマッチング・コーディネートを行う。

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	5月、8月、11月、2月（年4回）
定 員	各回10人
実施内容	・施設概要、ボランティア活動・登録方法・ボランティア保険等の説明 ・障害理解講習（肢体不自由、聴覚障害、視覚障害の理解とコミュニケーションについて）

2) ①ボランティアスキルアップ研修会の開催

プラザボランティアが障害福祉制度や障害理解に関する知識を深める事を目的に、スキルアップ研修を開催する。

開催時期	11月、3月（年2回）
実施内容	・高次脳機能障害　　・「障害理解促進事業」の振り返り

②ボランティア交流会の開催

プラザボランティア同士の交流・職員との交流による仲間づくりや、ボランティア

活動に関する意見交換・報告等を行うことを目的として、交流会を開催する。

開催時期	3月
実施内容	・ボランティア事業報告　　・グループトーク　　・感謝の時間

- 3) プラザボランティアへの活動情報等の発信・相談支援・マッチング・コーディネート

四半期ごとに、プラザボランティアに対する活動内容等の情報を送付する。また、登録ボランティアの活動に関する悩みや希望する活動内容等に対する相談支援を行うとともに、プラザ内各機関と調整し、やりがいを持って継続して活動できるよう支援する。

- 4) 社会福祉協議会等との情報共有

堺市内における障害福祉に関するボランティア活動の状況を把握し、情報共有を図るため、社会福祉協議会と情報交換会を開催する。

開催時期	2月
検討内容	・地域での障害理解研修　　・地域での障害者スポーツを通じた交流 ・ボランティア相談員への障害理解研修　・プラザ行事の情報提供 ・施設とボランティア相談員の交流　・社協事業やプラザ事業との連携 ・障害理解促進事業における連携

- 5) スポーツセンター等との連携

プラザボランティアに係る説明会、登録事務、研修会・交流会、相談支援等について当事業体の各センターのボランティア担当者間の情報共有や連携を図るためボランティア担当者連絡会議を開催する。

開催時期	5月、7月、9月、11月、1月、3月
実施内容	・各センターのボランティア活動状況の報告　・意見交換　・情報交換 ・ボランティア研修会　・交流会の企画検討等

## エ 障害理解促進事業の実施

- 1) プラザの専門性を活かし、障害理解の促進を図るため、市内の小中学校や地域等での授業・学習会・交流会などの場に共同事業体職員を派遣する。多様な視点から障害理解が促進されるよう下記のメニューから選択いただき、共同事業体4センターが対応する。なお、市民交流センターが中心となって取り組むことで仕様書の目標回数を達成する。
- ・パラスポーツ体験　・視覚障害体験　・聴覚障害体験　・車椅子体験
  - ・障害のある方のしごとに関する講演など

- 2) 障害理解促進事業サポートボランティアの養成・育成

障害理解促進事業を円滑に実施するため、事業をサポートするボランティアを養

成・育成する。

オ 身体・知的・精神障害者相談員研修会の開催

身体・知的・精神障害者相談員を対象に、相談員としての必要な知識の習得や、相談員同士の交流を深めることを目的として、研修会を開催する。

また、研修の企画に当たっては、総合相談情報センターと連携して取り組む。

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	11月
実施内容	障害者差別解消法の実態について

③ 授産活動支援センター

ア 事業所、企業等に対する相談支援

- 1) 授産製品の新規構想及び販路の確保等に関すること、並びに、授産製品や役務の提供等業務の受注に関することなど、事業所からの相談に対し、情報提供や業務の紹介等を行う。
- 2) 授産製品の購入及び事業所への業務発注等に関する企業等からの相談に対し、製品の紹介並びに事業所の受注対応状況等に関する情報を提供する。
- 3) 事業所及び企業等への対応の際、双方のニーズや状況の把握に努め、より現状に適した情報提供となり、双方にとって有益となるよう、また、良好な関係性を持続できるよう相談支援の充実を図る。

イ 授産活動及び販路拡大（受注等に関する）のための企業等への情報発信

- 1) 企業等への訪問、イベント会場での出展などを通じて、事業所が提供できる授産製品や役務に関して広報活動及び商談を行う。
- 2) ホームページ「じゅさんあっと堺」において、事業所の活動内容、受注可能な業務や販売製品、バザー等のイベント開催情報等を広く発信する。
- 3) プラザ1階に設置された「授産活動情報コーナー」へ、製品等を展示するとともに、チラシやポスター、事業所のパンフレット等に来館者が気づいてもらえるよう工夫をした配架・掲示を行う。

ウ 企業等と事業所のマッチング・コーディネート

- 1) 企業等からの業務発注（授産製品の購入を含む）や出店依頼等の相談を受け、事業所とマッチングする際は、事業所にとって有益となり企業等には納得してもらえる内容となるよう調整する。企業等発注者側からの要望や求められる品質（実績）に応じた料金設定であるなどを精査するとともに、事業所側の状況や業務内容及び受注した場合の負荷（安全性）などを考慮してマッチング・コーディネートを行う。
- 2) マッチング完了後も、業務内容や条件の見直し、トラブルの解決などに随時対応することで、企業等と事業所が良好な関係を継続できるようフォローする。
- 3) 単独の事業所では、短期間に完了を要する業務や業務量が多い案件は受注困難であ

ることから、複数の事業所が共同で受注できるよう調整する。共同で受注する業務については、受注前並びに受注後に情報共有ができる会議等を必要に応じて開催し、品質の統一や効率の向上を図る。

#### エ 事業所を対象とした研修会・交流会の開催

- 1) 授産活動に対する意識や意欲の向上を図ることを目的として、セミナーを2回開催する。

##### 【授産活動推進セミナー】

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	6月
実施内容	各事業所が自ら授産活動を改善・発展させていくために必要な視点や取り組み方等について、講義や事例、グループワークを通して学ぶ。

##### 【販売価格の決め方セミナー】

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	11月
実施内容	授産製品の適切な販売価格を設定するための考え方や計算方法等について、講義や演習を通して学ぶ。

- 2) セミナーとは別に、事業所の職員同士が情報を共有し学び合うとともに、協力し合える関係を創ることを目的として、「福祉のミライ交流会」を2回開催する。

#### オ ネットワーク活動への協力と支援

- 1) 授産活動にかかる情報共有を目的とした会議等へ積極的に参加し、各ネットワークの現状の把握に努め、助言・協力等を行う参考とともに自らの取組みにも反映する。また、各ネットワーク内での連携やネットワーク間及び事業所間、他機関との連携を促進する。
- 2) 堺市内各区の事業所ネットワークが、障害福祉への理解促進等を目的として行っている活動のさらなる深化を図るため、プラザにおける啓発展示や授産製品販売の機会を提供するとともに、各ネットワークの代表者が参加する情報交換会を実施する。

#### カ 人材派遣事業の実施

- 1) 製品やサービスの品質、広報力の向上、作業の効率化など、授産事業の改善を図ることを目的として、専門家等の支援員を派遣する。
- 2) 派遣にあたっては、支援員とともにヒアリングを行い事業所に明確な目標の設定を促し、適切な期間で事業終了をめざす。支援の開始後は常に状況を把握し、支援員と事業所の関係をフォローする。また、支援完了の確認を確実に行う。

#### キ 堺じゅさんフェスタ（広報啓発イベントの開催）

- 1) 障害福祉への理解促進や授産製品の認知度向上等を図るとともに、障害のある方及び来場者が交流すること、並びに、事業者間での交流や情報共有等を目的として、「堺じゅさんフェスタ」を開催する。

- 2) 授産活動を紹介するパネル展示、授産製品の広報啓発のために販売ブースを設置する。また、多くの方に参加いただき楽しみながら障害理解が進み、参加者の交流が深まるよう、ステージイベント等を実施する。

ク 授産活動支援センター運営委員会の開催

有識者及び関係団体等の専門的見地から意見を聴取し、授産活動支援センター事業を効率的・効果的且つ円滑に実施すること、障害者就労施設等における授産活動の振興を図ることを目的として「授産活動支援センター運営委員会」を開催する。

開催回数	2回
構成員	・学識経験者 　・福祉関係団体 　・商工団体 　・企業関係者 ・障害福祉サービス事業所

## 2. 生活リハビリテーションセンター

### (1) 実施方針

- 高次脳機能障害の発症から地域生活の再開、さらにその継続までの包括的支援システムの実現をめざし、高次脳機能障害支援拠点機関としての支援ノウハウを市内医療機関及び福祉事業所に対して発信していく。
- プラザ内にある高次脳機能障害支援拠点機関及び自立訓練事業所としての強みを生かし、困り事が多岐にわたる高次脳機能障害者への支援をプラザ内の専門機関との連携を基盤とした特徴的かつ効果的な支援を行う。
- 高次脳機能障害のある方やその家族等に対する支援において、スピード感とともにライフステージの変化を見据えた継続性をも有する伴走型支援の実現をめざす。
- 自立訓練事業所の効果指標である「社会生活の自立度に関する評価指標 (Social Independence Measure : SIM)」を確実に実施し、その結果を公開することで自立訓練の社会資源としての価値を高める。
- 障害福祉サービスに新たに設けられた高次脳機能障害者支援体制の実効性を高めるため、日中活動支援や相談支援事業所へのサポートを通じて、当事者・家族の地域生活の充実をめざす。
- 自然災害・感染症が発生した際にも、サービスを安定的・継続的に提供するためにこれまでの経験の蓄積をもとに事業継続計画 (BCP) の定期的な見直しを行っていく。
- 緊急時・災害時を想定した対人援助要請能力の獲得も訓練課題の1つとして捉え、当事者及び周囲の支援者にとって実用的な対応方法の提供を行う。
- 大阪府高次脳機能障害相談支援センターとの連携をはじめ、政令市支援拠点機関として市民に対する支援の充実をめざし、全国都道府県及び政令市の支援拠点機関と支援ノウハウの共有及び情報発信を行っていく。
- 高次脳機能障害者の自動車運転技能評価事業を行うとともに、関係する支援者に対して支援普及のための情報提供を行っていく。
- 生活リハビリテーションセンター運営委員会において、事業運営に対する専門的な見地からの意見・評価の聴取や、医療と福祉の効果的な連携の強化をはじめ、堺市内の高次脳機能障害支援体制やネットワークを構築（強化）するために必要な事項を検討する。

### (2) 目標設定

指標	目標
自立訓練事業延べ利用回数（稼働率）	6,800回（80%）
自立訓練事業利用者満足度（退所者）	85%以上
高次脳機能障害者等への相談支援件数	2,800件
研修会・勉強会の参加者数	600人

### (3) 事業実施日・時間

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）の9時から17時30分まで。  
(ただし、自立訓練事業の利用に関しては、9時30分から16時まで。毎月第1・3日曜日には休日相談を実施する。)

#### (4) 実施内容

##### ① 機能訓練事業に関する業務

###### (ア) 利用定員・対象者

利用定員を10名とし、主に脳・脊髄損傷の身体障害のある方を対象に、言語機能を含む身体的機能の向上を目的とした訓練を実施する。特に、地域生活において必要な移動能力の獲得や二次障害防止のための運動習慣の継続などのセルフケア能力の向上をめざす。

###### (イ) 機能訓練内容

就労や余暇活動等の社会生活の基盤となる移動能力・作業能力・コミュニケーション能力の向上を図るため、理学・作業・言語療法を用いた個別・集団的訓練を提供する。また、医療機関を退院し、自立訓練を利用するケースは、回復期リハビリテーションでの訓練を継続し、脳損傷の方に対しては、身体障害に対するアプローチだけでなく、高次脳機能障害による認知機能の評価を積極的に行い、必要に応じて生活訓練プログラムを活用する。

また、訓練効果の検証として「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を利用開始時と終了時に実施し、フィードバックを行うことで利用者が訓練効果を実感できるようにする。

その他、訓練サービスの提供だけでなく当事者同士の交流機会など、地域生活再開に向けた自己肯定感を高めるための活動機会を提供する。

###### (ウ) 訪問訓練

通所訓練成果の定着や生活範囲の拡大に必要な移動能力獲得など利用者の状況に応じて、利用者の生活基盤となる住まい等での評価・訓練等を行う。

###### (エ) 相談支援・コーディネート等

地域生活・リハビリテーション、高次脳機能障害等に関する各種相談に対しては、自立訓練事業の利用の要否検討をはじめ、必要に応じて、各種制度・社会資源等の情報提供やコーディネート等を行う。また、市内の通所施設などに対して身体障害や高次脳機能障害のある方の利用にあたっての環境調整や職員研修等の新たな社会資源開発を積極的に行う。

###### (オ) 個別支援計画書の作成・見直し等

利用者やご家族から把握したニーズや目標等を踏まえて、「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を基に各専門職員の多角的な視点により、利用者一人ひとりに応じた個別支援計画書及びリハビリテーション計画書を作成する。

また、利用者のニーズ等を常に把握するため、利用者ごとに担当者を設定し、職員会議や始業終業時において、センター職員間で利用者や訓練の状況等に関する情報共有する。なお、4週間に1回程度、嘱託医を交えた職員会議を開催し、嘱託医から指導やアドバイスを受けるとともに、利用者や訓練の状況等を踏まえて、3ヶ月に1回程度、他の支援機関職員を含めた総合ケース会議を開催し、中間評価や個別支援計画の見直しを行う。さらに、終了時には終期評価を行うとともに、利用者アンケートを実施し支援の充実に活用していく。

(カ) 利用契約に当たって

利用者の身体・精神等の状態や、利用者やご家族のニーズ等を把握し、目標や課題等を整理するための利用者に対する聴き取りや評価等を行う。

自立訓練利用の相談後、利用者の状況に応じて、早期に訓練を必要とする場合は、利用契約締結前から体験利用として訓練サービスを提供する。

② 生活訓練に関する業務

(ア) 利用定員・対象者

利用定員を25名とし、主に後天性脳損傷後の高次脳機能障害のある方を対象に、社会生活力の向上を目的とした訓練を実施する。特に、外見からはわかりにくく見えない障害と言われる高次脳機能障害を有する方々にとって必要な自己の障害への気付きを高め、適切な援助要請が行えるなどの社会技能の向上をめざす。

(イ) 生活訓練内容

高次脳機能障害のある方に対して、就労や余暇活動等の社会生活への意欲向上を図るために、機能・課題別グループ訓練や、訓練段階・目的別グループ訓練を中心に行いながら、個別の心理カウンセリングを行うことにより、利用者一人ひとりに最適なプログラムを提供する。また、ICTを活用したコミュニケーション能力も重要な社会生活力と位置づけ、訓練プログラムに積極的に取り入れていく。

また、訓練効果の検証として「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を利用開始時と終了時に実施し、フィードバックを行うことで利用者が訓練効果を実感できるようにする。

その他、訓練サービスの提供だけでなく当事者同士の交流機会など、地域生活再開に向けた自己肯定感を高めるための活動機会を提供する。

(ウ) 訪問訓練

通所訓練成果の定着や生活範囲の拡大に必要な移動能力獲得など利用者の状況に応じて、利用者の生活基盤となる住まい等での評価・訓練等を行う。

(エ) 相談支援・コーディネート等

地域生活・リハビリテーション、高次脳機能障害等に関する各種相談に対しては、自立訓練事業の利用の要否検討をはじめ、必要に応じて、各種制度・社会資源等の情報提供やコーディネート等を行う。また、市内の通所施設などに対して高次脳機能障害のある方の利用にあたっての環境調整や職員研修等の新たな社会資源開発を積極的に行う。

(オ) 個別支援計画書の作成・見直し等

利用者やご家族から把握したニーズや目標等を踏まえて、「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を基に各専門職員の多角的な視点により、利用者一人ひとりに応じた個別支援計画書及びリハビリテーション計画書を作成する。

また、利用者のニーズ等を常に把握するため、利用者ごとに担当者を設定し、職員会議や始業終業時において、センター職員間で利用者や訓練の状況等に関する情報共有する。

なお、4週間に1回程度、嘱託医を交えた職員会議を開催し、嘱託医から指導やアドバイスを受けるとともに、利用者や訓練の状況等を踏まえて、3ヶ月に1回程度、他の支援機関職員を含めた総合ケース会議を開催し、中間評価や個別支援計画の見直しを行う。さらに、終了時には終期評価を行うとともに、利用者アンケートを実施し支援の充実に活用していく。

(カ) 利用契約に当たって

利用者の身体・精神等の状態や、利用者やご家族のニーズ等を把握し、目標や課題等を整理するための利用者に対する聴き取りや評価等を行う。

自立訓練利用の相談後、利用者の状況に応じて、早期に訓練を必要とする場合は、利用契約締結前から体験利用として訓練サービスを提供する。

① 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及に関する業務

(ア) 相談支援、コーディネート

a. 高次脳機能障害のある方とご家族等への相談支援

上記①②の(エ)のとおり。

b. 行政機関・関係団体、支援機関との連携

地域の相談機関等が支援を行っている高次脳機能障害のある方について、地域生活での困り事の軽減を目的に共同した支援を行う。

(イ) 普及・啓発

高次脳機能障害の理解や支援方法等に関するチラシ等を活用して、関係団体・支援機関をはじめ、広く市民に対する啓発活動を行う。

(ウ) 研修事業

関係団体・支援機関等に対する研修会の開催

○関係団体・支援機関向け

場 所	健康福祉プラザ	健康福祉プラザ
日 程	6月18日(水)	8月20日(水)
定 員	70人	70人
内 容	高次脳機能障害のある方の就労支援について	半側空間無視に対するリハビリーション

○高次脳機能障害のある方・ご家族・市民向け

場 所	総合福祉社会館
日 程	10月26日(日)
定 員	200人
内 容	脳卒中の予防と治療

○関係団体・支援機関向け

場 所	健康福祉プラザ
日 程	2月 18 日 (水)
定 員	50 人
内 容	介護保険事業者向け研修

○各医療・福祉事業所への出張型勉強会

高次脳機能障害に係る症状と適切な対処法、後天性脳損傷者支援に必要な社会資源についてなど、1回 60 分間程度の支援機関向け出張勉強会を参加型及びオンライン開催で行う。

(エ) 高次脳機能障害支援ネットワークの構築、情報発信

a. ネットワークの構築

高次脳機能障害支援に係る事業所、関係機関、支援機関等と情報共有や、ネットワークの構築を行っていく。

b. 高次脳機能障害者自動車運転技能評価の実施

医療機関とネットワークを構築し、後天性脳損傷後の自動車運転再開についての相談支援とともに、神経心理学的検査、自動車運転シミュレーター評価、自動車実車運転評価など、医師意見書（診断書）作成のための評価と医師への情報提供を行う。

c. その他

1) 食事の提供

食事の提供については、第三者へ委託し、利用者の状況に応じて、栄養のバランス等に配慮した食事を提供する。

2) 退所者の定着支援と当事者・家族の意見交換

自立訓練を終了し、次のステップに進んだ退所者と訓練利用者を対象に、レクリエーション活動等を通じて交流を深める「学習懇談会」を開催する。

日 程	6月、9月、1月、3月
内 容	退所者と利用者の現状報告、交流等

3) 家族懇談会の開催

利用者のご家族、退所者のご家族同士が、意見や情報を交換すること等を目的として、家族懇談会を開催する。

回 数	12回（月1回）
内 容	家族同士の情報・意見交換、学習等

4) 生活リハビリテーションセンター運営委員会の開催

市における高次脳機能障害支援体制を強化するため、関係団体・支援機関から生活リハビリテーションセンター事業に対する意見・評価を聴取し、より良い事業運営につなげ

るとともに、医療機関との連携の強化をはじめ、現状の課題等を解決するためのネットワークを構築することを目的として、「生活リハビリテーションセンター運営委員会」を開催する。

開催回数	2回
構成員	・急性期医療機関　・回復期リハビリテーション医療機関 ・地域医療機関　・精神科医療機関　就労支援機関　・就労移行事業所 ・就労継続事業所・相談支援機関　・障害者団体　・センター嘱託医　等

② 障害福祉サービス事業所としての資質向上のための職場内研修及び委員会の実施

適切なサービス提供がなされるよう定められた職員研修を計画的に実施する。特に、積極的な外部研修会への参加と職員への伝達を通じて最新の知見が得られるようにする。

実施回数	1回以上
研修会	・業務継続計画に関する研修　・感染対策研修　・身体拘束等適正化研修 ・虐待防止研修　・職場におけるハラスメント研修　・秘密保持研修 ・意思決定支援に関する研修　等
委員会	・虐待防止及び身体拘束適正化委員会

## 令和7年度堺市社会福祉事業団予算書

(単位：千円)

勘定科目			前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	1,637,325	1,614,518	-22,807	
		受取利息配当金収入	100	100		
		その他の収入	220	220		
	事業活動収入計(1)		1,637,645	1,614,838	-22,807	
	支出	人件費支出	1,037,251	1,140,882	103,631	
		事業費支出	274,304	253,228	-21,076	
		事務費支出	348,137	350,754	2,617	
	支払利息支出		757	449	-308	
	事業活動支出計(2)		1,660,449	1,745,313	84,864	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			-22,804	-130,475	
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)				
		固定資産取得支出	5,693	1,711	-3,982	
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	6,120	5,565	-555	
		施設整備等支出計(5)	11,813	7,276	-4,537	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-11,813	-7,276	4,537	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	1,636	1,802	166	
		その他の活動収入計(7)	1,636	1,802	166	
	支出	積立資産支出	23,219	21,373	-1,846	
		その他の活動支出計(8)	23,219	21,373	-1,846	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-21,583	-19,571	2,012	
予備費支出(10)			100	100		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			-56,300	-157,422	-101,122	

## 令和7年度法人本部拠点区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減
収入	受取利息配当金収入	100	100	
	受取利息配当金収入	100	100	
	その他の収入	20	20	
	雑収入	20	20	
	事業活動収入計(1)	120	120	
事業活動による收支	人件費支出	46,007	48,845	2,838
	役員報酬支出	6,018	6,240	222
	職員給料支出	18,525	20,086	1,561
	職員賞与支出	6,288	7,421	1,133
	非常勤職員給与支出	8,644	8,176	-468
	退職給付支出	267	273	6
	法定福利費支出	6,265	6,649	384
	事務費支出	9,660	10,314	654
	福利厚生費支出	233	233	
	旅費交通費支出	71	71	
	研修研究費支出	604	585	-19
	事務消耗品費支出	640	640	
	印刷製本費支出	65	65	
	修繕費支出	432	432	
	通信運搬費支出	174	174	
	業務委託費支出	2,266	2,266	
	手数料支出	499	1,257	758
	保険料支出	1,204	1,308	104
	賃借料支出	73	91	18
	土地・建物賃借料支出	2,611	2,538	-73
	租税公課支出	41	23	-18
	保守料支出	330	362	32
	涉外費支出	10	10	
	諸会費支出	93	93	
	車輌費支出	304	156	-148
	雑支出	10	10	
	支払利息支出	337	169	-168
	支払利息支出	337	169	-168
事業活動支出計(2)		56,004	59,328	3,324
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		-55,884	-59,208	-3,324
施設整備等による收支	収入			
	施設整備等収入計(4)			
	支出	固定資産取得支出	5,693	1,711
		器具及び備品取得支出	5,000	1,711
		その他の取得支出	693	-693
		ファイナンス・リース債務の返済支出	3,038	2,980
		ファイナンス・リース債務の返済支出	3,038	2,980
	施設整備等支出計(5)		8,731	4,691
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-8,731	-4,691
その他の活動による収支	収入	拠点区分間繰入金収入	20,096	20,144
	拠点区分間繰入金収入	20,096	20,144	
	その他の活動収入計(7)	20,096	20,144	
	支出	積立資産支出	95	536
		退職給付引当資産支出	95	536
		その他の活動支出計(8)	95	536
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	20,001	19,608
	予備費支出(10)		100	100
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-44,714	-44,391
				323

## 令和7年度つぼみ園拠点区分児童発達支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減
収入	障害福祉サービス等事業収入	507,141	490,353	-16,788
	障害児施設給付費収入	146,353	138,513	-7,840
	利用者負担金収入	1,636	1,576	-60
	診療所収入	37,083	28,305	-8,778
	その他の事業収入	322,069	321,959	-110
	その他の収入	100	100	
	雑収入	100	100	
	事業活動収入計(1)	507,241	490,453	-16,788
事業活動による收支	人件費支出	353,923	398,937	45,014
	職員給料支出	173,902	199,178	25,276
	職員賞与支出	60,047	69,589	9,542
	非常勤職員給与支出	69,387	73,402	4,015
	退職給付支出	2,537	2,594	57
	法定福利費支出	48,050	54,174	6,124
	事業費支出	95,572	86,394	-9,178
	給食費支出	6,660	6,660	
	医薬品費支出	535	535	
	診療・療養等材料費支出	778	740	-38
	保健衛生費支出	107	279	172
	保育材料費支出	1,831	1,686	-145
	水道光熱費支出	17,761	15,205	-2,556
	保険料支出	1,013	577	-436
	賃借料支出	66,624	60,426	-6,198
	教育指導費支出	121	121	
	車輌費支出	82	105	23
	雑支出	60	60	
	事務費支出	42,918	42,069	-849
	福利厚生費支出	1,977	1,941	-36
	職員被服費支出	124	124	
	旅費交通費支出	176	176	
	研修研究費支出	272	286	14
	事務消耗品費支出	1,628	1,547	-81
	燃料費支出	10	10	
	修繕費支出	5,788	5,788	
	通信運搬費支出	1,738	1,588	-150
	広報費支出	652	600	-52
	業務委託費支出	19,537	18,254	-1,283
	手数料支出	1,159	2,036	877
	賃借料支出	640	519	-121
	租税公課支出	88	88	
	保守料支出	8,643	8,624	-19
	諸会費支出	446	448	2
	雑支出	40	40	
	支払利息支出	146	109	-37
	支払利息支出	146	109	-37
	事業活動支出計(2)	492,559	527,509	34,950
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	14,682	-37,056	-51,738
施設整備等による収支	収入			
その他の活動による収支	収入			
	支出			

## 令和7年度つぼみ園拠点区分障害児相談支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	19,850	19,544	
		障害児施設給付費収入	7,559	7,198	
		その他の事業収入	12,291	12,346	
		事業活動収入計(1)	19,850	19,544	
	支出	人件費支出	15,809	17,065	
		職員給料支出	9,990	10,604	
		職員賞与支出	3,584	4,052	
		退職給付支出	89	91	
		法定福利費支出	2,146	2,318	
		事業費支出	131	95	
		水道光熱費支出	78	67	
		保険料支出	42	11	
		車輌費支出	11	17	
		事務費支出	889	1,741	
		福利厚生費支出	58	58	
		旅費交通費支出	52	52	
		研修研究費支出	32	32	
		事務消耗品費支出	13	13	
		通信運搬費支出	181	269	
		業務委託費支出	85	79	
		手数料支出	251	1,005	
		賃借料支出	3	3	
		保守料支出	189	205	
		諸会費支出	25	25	
		支払利息支出	39	25	
		支払利息支出	39	25	
	事業活動支出計(2)		16,868	18,926	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		2,982	618	
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)			
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	351	274	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	351	274	
		施設整備等支出計(5)	351	274	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-351	-274	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	52	58	
		退職給付引当資産取崩収入		15	
		自主事業積立資産取崩収入	52	43	
		その他の活動収入計(7)	52	58	
	支出	積立資産支出	2,281		
		退職給付引当資産支出	2,281		
		拠点区分間繰入金支出	402	402	
		拠点区分間繰入金支出	402	402	
		その他の活動支出計(8)	2,683	402	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-2,631	-344	
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					

## 令和7年度もず園拠点区分児童発達支援事業サービス区分予算書

(単位:千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減
収入	障害福祉サービス等事業収入	597,515	585,403	-12,112
	障害児施設給付費収入	210,818	209,480	-1,338
	利用者負担金収入	2,394	2,558	164
	診療所収入	35,368	25,071	-10,297
	その他の事業収入	348,935	348,294	-641
	その他の収入	100	100	
	雑収入	100	100	
	事業活動収入計(1)	597,615	585,503	-12,112
事業活動による收支	人件費支出	437,952	490,142	52,190
	職員給料支出	229,824	244,383	14,559
	職員賞与支出	76,388	86,862	10,474
	非常勤職員給与支出	68,973	88,880	19,907
	退職給付支出	3,338	3,504	166
	法定福利費支出	59,429	66,513	7,084
	事業費支出	104,168	93,761	-10,407
	給食費支出	9,272	8,360	-912
	医薬品費支出	338	338	
	診療・療養等材料費支出	995	946	-49
	保健衛生費支出	282	230	-52
	保育材料費支出	2,453	2,453	
	水道光熱費支出	13,464	9,514	-3,950
	保険料支出	644	901	257
	賃借料支出	75,385	70,639	-4,746
	教育指導費支出	35	35	
	車輌費支出	136	115	-21
	報償費支出	934		-934
	雑支出	230	230	
	事務費支出	33,906	35,094	1,188
	福利厚生費支出	2,726	2,538	-188
	職員被服費支出	93	88	-5
	旅費交通費支出	87	87	
	研修研究費支出	146	285	139
	事務消耗品費支出	889	845	-44
	燃料費支出	2		-2
	修繕費支出	2,835	2,737	-98
	通信運搬費支出	2,163	1,912	-251
	広報費支出	273	273	
	業務委託費支出	14,273	14,310	37
	手数料支出	1,966	2,980	1,014
	賃借料支出	1,085	1,144	59
	租税公課支出	82	73	-9
	保守料支出	6,798	7,334	536
	諸会費支出	448	448	
	雑支出	40	40	
	支払利息支出	196	121	-75
	支払利息支出	196	121	-75
	事業活動支出計(2)	576,222	619,118	42,896
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	21,393	-33,615	-55,008
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)			
	支出			
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,247	1,061	-186
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,247	1,061	-186
	施設整備等支出計(5)	1,247	1,061	-186
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-1,247	-1,061	186
その他の活動による収支	収入			
	積立資産取崩収入	920	936	16
	自主事業積立資産取崩収入	920	936	16
	その他の活動収入計(7)	920	936	16
	支出			
	積立資産支出	12,023	9,003	-3,020
	退職給付引当資産支出	12,023	9,003	-3,020
予備費支出(10)	拠点区分間繰入金支出	9,043	9,043	
	拠点区分間繰入金支出	9,043	9,043	
	その他の活動支出計(8)	21,066	18,046	-3,020
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-20,146	-17,110	3,036
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			-51,786	-51,786

## 令和7年度もず園拠点区分障害児相談支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	24,236	25,095	
		障害児施設給付費収入	7,559	7,777	
		その他の事業収入	16,677	17,318	
		事業活動収入計(1)	24,236	25,095	
	支出	人件費支出	22,033	22,362	
		職員給料支出	14,076	14,014	
		職員賞与支出	4,794	5,061	
		退職給付支出	178	273	
		法定福利費支出	2,985	3,014	
		事業費支出	228	140	
		水道光熱費支出	136	97	
		保険料支出	42	16	
		車輌費支出	50	27	
		事務費支出	1,086	1,892	
		福利厚生費支出	85	85	
		旅費交通費支出	53	53	
		研修研究費支出	32	96	
		事務消耗品費支出	26	24	
		通信運搬費支出	224	188	
		業務委託費支出	129	131	
		手数料支出	251	1,011	
		賃借料支出	8	8	
		保守料支出	253	271	
		諸会費支出	25	25	
		支払利息支出	39	25	
		支払利息支出	39	25	
		事業活動支出計(2)	23,386	24,419	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		850	676	
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)			
		ファイナンス・リース債務の返済支出	313	274	
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	313	274	
		施設整備等支出計(5)	313	274	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-313	-274	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	66	201	
		退職給付引当資産取崩収入		128	
		自主事業積立資産取崩収入	66	73	
		その他の活動収入計(7)	66	201	
	支出	拠点区分間繰入金支出	603	603	
		拠点区分間繰入金支出	603	603	
		その他の活動支出計(8)	603	603	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-537	-402	
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					

## 令和7年度健康福祉プラザ拠点区分身体障害者福祉センター事業サービス区分予算書

(単位:千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減
収入	障害福祉サービス等事業収入	392,682	390,854	-1,828
	利用者負担金収入	2,497	2,461	-36
	その他の事業収入	390,185	388,393	-1,792
	事業活動収入計(1)	392,682	390,854	-1,828
事業活動による収支	人件費支出	75,781	75,123	-658
	職員給料支出	36,951	36,624	-327
	職員賞与支出	13,584	12,283	-1,301
	非常勤職員給与支出	14,473	15,497	1,024
	退職給付支出	1,069	957	-112
	法定福利費支出	9,704	9,762	58
	事業費支出	71,922	69,518	-2,404
	教養娯楽費支出	1,666	1,733	67
	水道光熱費支出	67,576	65,060	-2,516
	燃料費支出	50	50	
	保険料支出	632	632	
	賃借料支出	120	120	
	車輌費支出	180	180	
	報償費支出	1,698	1,743	45
	事務費支出	255,058	254,866	-192
	福利厚生費支出	211	192	-19
	旅費交通費支出	212	212	
	研修研究費支出	51	37	-14
	事務消耗品費支出	1,648	1,618	-30
	修繕費支出	4,900	4,900	
	通信運搬費支出	1,777	2,745	968
	広報費支出	693	698	5
	業務委託費支出	44,151	39,042	-5,109
	手数料支出	368	1,099	731
	保険料支出	152	152	
	賃借料支出	1,123	1,114	-9
	租税公課支出	56	56	
	保守料支出	8,281	8,523	242
	配分金支出	191,410	194,458	3,048
	諸会費支出	25	20	-5
事業活動支出計(2)		402,761	399,507	-3,254
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		-10,079	-8,653	1,426
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)			
	支出			
	施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入			
	その他の活動収入計(7)			
	支出			
	積立資産支出	100		-100
	退職給付引当資産支出	100		-100
	拠点区分間繰入金支出	1,407	1,407	
	拠点区分間繰入金支出	1,407	1,407	
その他の活動支出計(8)		1,507	1,407	-100
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-1,507	-1,407	100
予備費支出(10)				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-11,586	-10,060	1,526

## 令和7年度健康福祉プラザ拠点区分障害福祉サービス事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減
収入	障害福祉サービス等事業収入	95,901	103,269	7,368
	自立支援給付費収入	53,853	60,058	6,205
	利用者負担金収入	7,363	8,526	1,163
	特定費用収入	30	30	
	その他の事業収入	34,655	34,655	
	事業活動収入計(1)	95,901	103,269	7,368
事業活動による収支	人件費支出	85,746	88,408	2,662
	職員給料支出	48,203	49,493	1,290
	職員賞与支出	16,836	17,710	874
	非常勤職員給与支出	8,270	8,396	126
	退職給付支出	801	819	18
	法定福利費支出	11,636	11,990	354
	事業費支出	2,283	3,320	1,037
	給食費支出	1,502	2,503	1,001
	保健衛生費支出	92	101	9
	消耗器具備品費支出	33	33	
	保険料支出	77	77	
	教育指導費支出	247	274	27
	報償費支出	332	332	
	事務費支出	4,620	4,778	158
	福利厚生費支出	396	388	-8
	職員被服費支出	55	55	
	旅費交通費支出	58	65	7
	研修研究費支出	298	364	66
	事務消耗品費支出	251	289	38
	印刷製本費支出	32	32	
	通信運搬費支出	470	534	64
	広報費支出	340	290	-50
	手数料支出	240	233	-7
	賃借料支出	1,368	1,411	43
	租税公課支出	2	2	
	保守料支出	1,090	1,095	5
	諸会費支出	20	20	
事業活動支出計(2)		92,649	96,506	3,857
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		3,252	6,763	3,511
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)			
施設整備等による収支	支出			
	施設整備等支出計(5)			
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
その他の活動による収支	収入			
	その他の活動収入計(7)			
	支出			
	積立資産支出	1,644	5,107	3,463
	退職給付引当資産支出	1,644	5,107	3,463
	拠点区分間繰入金支出	1,608	1,656	48
	拠点区分間繰入金支出	1,608	1,656	48
	その他の活動支出計(8)	3,252	6,763	3,511
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-3,252	-6,763	-3,511
	予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)				